

平成30年第3回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成30年9月10日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 松本 進 議員
- (2) 山元 経穂 議員
- (3) 堀越 賢二 議員

平成30年9月10日開議

(平成30年9月10日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで一言申し上げます。

9月6日午前3時7分に発生いたしました北海道胆振東部地震により、今日現在39名の尊い命が奪われ、安否不明1名であった方も今朝の報道では心肺停止で発見とのことでございました。また、道内各所では大変大きな被害も発生しております。お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表するとともに、負傷者、避難者の方々に対しましては、心よりお見舞いを申し上げます。

7月の豪雨災害以来、多くの台風が発生し、日本列島各地に甚大な被害をもたらしております。また、この土日での秋雨前線での影響により、総雨量で100ミリを超える大雨を記録し、西日本一帯でも再度被害が発生しております。本市でも、一部二次被害的な箇所も見受けられる心配があります。執行部におかれましては、議会への対応はもちろんのことではありますが、災害からの復旧、復興へ向け取り組んでいただいております。一日も早い復旧、復興をお願いしたいと思います。

さて、本日から2日間で一般質問をとり行っていきますが、冒頭で申し上げましたように全庁挙げての復旧、復興体制に入っております。皆様におかれましては、従来以上になお一層のスムーズな議事運営に御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成30年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、松本進議員の登壇を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従っ

て一般質問を行います。

第1項目めの質問は、市民の飲み水、農業用水を汚染源（安定型廃棄物処分場）から守る市行政姿勢について市長に伺います。

子どもの未来を考える会各団体や地域住民、関係者は、8月17日、竹原市長に要望書を提出いたしました。竹原市長として、本郷産業廃棄物処分場の設置の不許可を広島県知事に意見具申を強く要望するものであります。また、三原、竹原市民による産廃問題を考える会は、8月24日、広島県知事に本郷処分場計画反対署名1万2,656人分を提出されました。そこで市長に質問します。

1点目に、竹原市はJAB協同組合による安定型産業廃棄物最終処分場計画の情報をいつ、どこから入手しましたか。その情報を市民に知らせたり、市議会への報告をしていないのはなぜでしょうか。

2点目に、業者の事業説明会資料では、安定型最終処分場の受入品目は雨水等により腐敗、変質しない廃棄物とあります。同じ安定型の旧上三永産廃場にはガス抜きが設置されたり、産廃場直下の排水が悪臭や泡や濁りが発生している、これはなぜでしょうか。

3点目に、旧上三永産廃場問題では、竹原市議会の視察や調査、議論の結果は、受入品目の指定廃棄物を限定したり、有害物質の混入をチェック、監視する体制は不可能ということであります。竹原市は指定廃棄物の限定や汚染源となる廃棄物のチェック、監視する体制は本気で可能と考えているのでしょうか。その根拠をお示ししていただきたいと思えます。

4点目に、竹原市環境基本条例は2007年12月につくられました。市長は、この条例制定の経緯は御存じでしょうか。上三永、田万里、大乘などの産廃場問題、仁賀、荒谷山の土壌汚染埋立問題など、竹原市の水道水源の汚染が危惧される事態が起こるたびに住民の強い反対運動が起こり、市議会での真剣な議論がされてきました。その結果、1988年3月3日、竹原市議会は上三永地区の産業廃棄物埋立処分場建設反対に関する請願を全会一致で採択しています。

1992年6月1日、教育民生委員会は、田万里産廃場計画に反対する意思決定を行いました。2007年1月10日、民生産業委員会では、仁賀、北荒谷山地区の汚染土砂埋立問題で私の質疑に対する市長は、水源は子々孫々に影響が出ないよう万全をききたいと答弁しています。

市民や市議会、竹原市の総意として竹原市環境基本条例が制定されました。市長はこの

条例制定をどのように認識され、市行政にどのように生かされていますか。

環境基本条例の前文には、私たちのまち竹原市は、まちの中央を流れる賀茂川の自然の育みによって栄えてきた。恵み豊かな環境のもとで健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、私たちはこの環境を将来の世代に継承していく責務を有している。私たちは、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を深く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、全ての人々が相互に協力し合って積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。ここに私たちは、竹原市に集う全ての人々の参加と協力により、水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り、これを継承していくことを決意し、この条例を制定する。

定義第2条は、この条例において環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

市の役割第4条は、市は前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全に対する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

事業者の役割第5条、市民の役割第6条、施策の策定等に係る指針第8条第1項第1号では、大気、水、土壌、その他環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

規制措置12条第1項第2号は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為。

調査及び研究の実施第16条、環境の保全に関する教育及び学習の振興第18条は、市は事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに環境の保全に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実、その他必要な措置を講じるものとする。

これが基本条例の概要です。

5点目の質問として、この竹原市環境基本条例に基づくこのたびの産廃場建設計画をはじめ、竹原市の水源汚染を守る対策はどのようにされていますか。

6点目に、竹原市の水道水浄化装置は水源上流域からの重金属等の汚染水を完全に除去できるのでしょうか。安全な飲料水を市民に供給できますか、市長にお尋ねします。

2番目の質問項目として、気象災害の減災、予防と竹原市行政についてお尋ねします。

このたびの西日本豪雨により、竹原市でも甚大な被害を受けました。私は改めて亡くな

られた方々へのお悔やみと被災者の方々にお見舞いを申し上げます。被災者、ボランティア、関係者の復旧活動に敬意を表したいと思います。今日、西日本各地では台風21号や、9月6日未明の北海道地震など災害が続発しています。私の質問は、気象災害と竹原市の減災、予防行政について質問するものです。

まず、本川河川の土砂浚渫工事と河川拡幅工事について伺います。

西日本豪雨被害で、本川の全流域の浸水面積や住宅浸水等の被害状況について。

2点目に、本川河口域、住吉橋から扇橋水門までの土砂浚渫の維持管理は、この10年間または直近ではどのようになっていますか。

3点目に、本川の拡幅の計画概要、拡幅工事の実施見通しはいつごろになりますか。また、本川番屋橋から上流約155メートルの最狭小河川の拡幅は待ったなしの緊急課題です。拡幅工事の前倒しが急がれますけれども、遅々として進まない住民要望を市長はどのように認識して対応されますか。

②には、竹原市の急傾斜地危険箇所（崖崩れ等）の減災、予防についてです。

西日本豪雨災害に伴う竹原市の崖崩れは85カ所、また竹原市の急傾斜地危険箇所は324カ所です。このうち、人家が1戸以上の危険箇所は250カ所となっています。そこで市長に質問します。

竹原市の急傾斜地危険箇所のうち、西日本豪雨災害に伴う人家1戸以上の危険箇所の崩壊は、先ほど述べた85カ所と合致いたしていますか。竹原市人家1戸以上の急傾斜地危険箇所の現在の整備状況について、今後の整備計画作成の是非、対応はどのようにされますか。

次に、急傾斜地危険箇所の整備済箇所でも、水抜き箇所などに草木が茂っているとか、斜面コンクリート壁等が剥がれて崩落するなどの維持管理の総点検と、応急措置、改修が急がれますが、市長はどのように対応されていますか。

次に、竹原市小中学校等全教室にエアコン設置で子どもの健康、学力向上をというテーマで教育長にお尋ねします。

今夏は、命に関わる危険な暑さをもたらす熱波が日本列島を襲っている、また猛暑はもはや災害、このように報道されています。

文科省は学校環境衛生基準を見直して、学習に望ましい温度の基準（夏）では、30度以下から28度以下に今年4月に引き下げる通知を出しました。また、来年度予算では、エアコン設置の施設整備費を大幅に増額する方針と言われています。そこで教育長、市長

に質問します。

竹原市の小中学校の普通，特別教室のエアコン設置状況，2017年度，2018年度の小中学校等教室の室温調査の状況把握，全ての教室にエアコンを設置する予算は幾らかかりますか。猛暑では授業や健康に悪影響を与えます。竹原市長，教育長に早急なエアコン設置を求めますが，いかがお考えでしょうか。

以上で壇上での質問といたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

小中学校等へのエアコン設置についての御質問につきましては，後ほど教育長がお答えをいたします。

1点目の，市民の飲み水，農業用水に係る市行政姿勢についての御質問でございます。

まず，産業廃棄物処理施設の計画を把握した時期及び情報入手経路についてであります。産業廃棄物処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により，これを設置しようとする者は県知事の許可を受けなければならないとされております。

これに先立ち，平成25年10月に，事業者が許可権限を持つ広島県西部東環境厚生事務所に産業廃棄物処理施設の設置についての事前協議書を提出されました。その後，広島県から産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議に対する市の意見を求められた際に，この計画について確認をいたしました。

市民や議会に対しては，計画の準備段階であったことなどから情報提供は行っておりませんが，これまで広島県や三原市等とも連携を図りながら情報収集に努めてまいりました。

三原市本郷町で計画されています安定型産業廃棄物最終処分場に搬入される廃棄物につきましては，廃プラスチック，ゴムくず，ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず，金属くず及びがれき類であり，有害物質を排出しないものであります。

同じ種類の施設であります東広島市西条町上三永の産業廃棄物処理施設における，ガス抜きとされるものにつきましては，広島県に確認いたしましたところ，これはモニタリングのために設置されたものであり，有害ガス等の発生を理由に設置されたものではありません。また，当該施設からの排水及び悪臭等につきましては，現在のところ地域からの情

報提供を受けておりません。

こうした状況ではありますが、今後必要に応じて現地調査等を行い、広島県と連携を図りながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物の確認、監視体制等についてであります。

この施設の設置後においては、許可権限を持つ広島県が、環境省の基準に基づき現場への立ち入りや水質検査などを定期的に行うこととされております。これによって、広島県は事業者により施設の管理運営が適切にされているか確認を行い、必要に応じて指導を行うこととなります。

本市といたしましては、広島県に対し適宜情報提供を求めながら、広島県の立入検査への同行など必要な取組を行い、引き続き生活環境の保全に努めてまいります。

次に、竹原市環境基本条例については、大乘地区での産業廃棄物処分場の建設計画等の問題を契機とし、市民の環境問題に関する意識の高まりを受け、環境の保全に向けた行動に取り組むための基本理念などを定め、環境の保全に関する施策を推進していくために制定されました。

この条例の制定後、平成22年3月には環境基本計画を作成し、水質、大気及び騒音、振動についての測定等を行い、その結果を毎年度公表しております。こうした中、賀茂川及び賀茂川上流についても定期的な水質検査を行う等、水質の維持に向けた取組を行っております。

今後においても、環境基本条例に基づくこうした取組を行い、本市の環境保全に努めてまいります。

水道水浄化装置の重金属等の汚染水除去と安全な飲料水の供給についてですが、本市では水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき、全国の各水道事業体と同様に、安全で安心した水道水を供給するため、毎年度水質検査計画を策定いたしまして、水質検査の項目、採水地点などを定め検査を実施しております。

検査の結果、水質の異常があった場合は臨時検査を実施し、水質基準値の超過が認められれば給水停止等の措置を講じることとしております。

また、水質基準値に適合している場合においても、過去の検査結果と大きく乖離していると認められれば検査頻度を上げ、原因を究明し適切な処置を行うこととしております。

水源の汚染事故など緊急時の場合は、その規模に応じて国土交通省、広島県、消防署、警察署、日本水道協会等からの支援を受け適切に対応いたしますが、不純物の除去技術及

び処理方法などにつきましては、国等関係機関からの情報提供をもとに、今後調査研究を進めてまいります。

次に2点目の、被災後の復旧、復興に向けたまちづくりについての御質問でございます。

まず、豪雨災害による本川流域における浸水面積については、図上における計測では約26万平方メートルであります。

また、住宅浸水の被害状況は、床上浸水約150件、床下浸水約270件と把握しているところであります。

次に、本川河口域の土砂浚渫についてであります。広島県が今後20年から30年後の河川整備の目標や具体的な実施内容を定める二級河川本川水系河川整備計画を平成18年度に策定しております。

この計画によると、おおむね30年の間に、高潮対策として防潮水門、防潮堤及び排水機場の整備、また洪水対策として本川橋から上流約1.6キロメートルの区間において、河道拡幅や河床掘削を行うこととしております。

さらに、河川の維持については、河道及び防潮水門に土砂が堆積し管理上支障となる場合は、浚渫等必要な対策を講じることとしております。

こうした中、広島県は高潮対策としての防潮水門及び排水機場等の整備や、河口部の土砂浚渫については平成25年度に完了しておりますが、洪水対策である本川の拡幅等の事業着手にはいまだ至っておりません。

本市といたしましては、市民の安全・安心の確保を図るため、今回被災した護岸の復旧や堆積土砂等の撤去の早期着手と、洪水対策として必要な改修や拡幅等について、広島県に要請をしております。

次に、今回の豪雨災害による市内で発生した崖崩れについては、本市の調査によると、8月24日時点で85カ所と確認しております。

この内訳として、人家がない箇所が32カ所、人家1戸が30カ所、人家2戸以上が23カ所です。これは、地域防災計画における人家1戸以上の危険箇所数250カ所とは一致しておりません。

のり面保護などの施設整備については、人家1戸以上の危険箇所250カ所のうち、危険区域に指定し整備を実施した箇所は65カ所であり、整備率は26%となっております。

次に、今後の整備計画についてであります。広島県において土砂災害を総合的に防止するため、砂防アクションプラン2016を平成28年度に定めております。

このプランにおいては、土砂災害発生箇所における緊急的な対策施設の整備を最優先で実施するとともに、より効果的、効率的なハード対策を推進していくこととしており、市内では要配慮者関連施設など4地区が優先整備箇所として位置づけられ、のり面保護などの整備が進められております。

このたびの豪雨災害により多くの崖崩れが発生いたしましたが、このうち被災した大規模な箇所は広島県が整備し、小規模な箇所は市が整備する予定としております。

土砂災害防止施設の整備については長い年月を必要としますが、土砂災害危険箇所が多い本市といたしましては、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を進めてまいります。

最後に、急傾斜地の整備済箇所については、広島県から維持管理の事務移譲を受けており、本市においてパトロールをはじめ点検を行っております。

その中で、必要に応じてのり面の草刈りや水路の補修などを行い、急傾斜地の適切な維持管理を図っているところであります。

今後も、引き続きこうした維持管理を行うことにより、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） それでは、私の方から松本議員のエアコン設置に係る御質問について答弁をさせていただきます。

本市の小中学校等へのエアコン設置につきましては、市内の小学校、中学校、義務教育学校におけるエアコン設置の状況は、普通教室では教室数94に対し設置教室数が9、設置率は9.6%。また、特別教室では教室数158に対しまして設置教室数が13、設置率は8.2%となっております。

また、気温につきまして、7月18日は民間の気象データによる竹原市内最高気温が32度でございましたが、この時学校の調べによりますと、北部の荘野小学校では35度、南部の中通小学校では34度、竹原中学校では最上階の4階で34度であったことなどから、市内最高気温よりも教室内の室温は高くなっているところでございます。

エアコン設置につきましては、単なる機器設置に係るイニシャルコストだけでなく、施

設の断熱工事の有無でありますとか導入機器により維持管理費も異なってくることも考慮いたしまして、また国の動向にも注視しながら、予算措置も含め今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問に入ります。

まず、第1点目の質問は、産廃場に関わるいろいろ質問をいたしました。

そこで、再質問1点目は、この産廃場計画を5年前に竹原市としては知っていた。しかし、準備段階だから市議会への報告や市民には情報提供していないという答弁であったと思うのです。

それで、私は環境基本条例を先ほど紹介いたしました。この環境基本条例の第16条には、環境の状況を把握するために必要な調査及び研究に努めるということがこの条例に定めています。市がこの情報を知ってから、この5年間の間の必要な調査研究というのほどまでされているのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 条例に基づく環境の調査ということでございます。

それにつきましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、市内におきます河川、海域等での水質調査、また大気、騒音等につきましても定期的に測定をしております。そういうことでございます。この環境基本条例に記載されて……。

議長（道法知江君） 傍聴人に申し上げます。

携帯電話をお切りください。

市民生活部長（宮地憲二君） 記載されております市が行ってきたことということはそういうことでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の報告は、この基本条例をつかって、竹原市として基本計画をつかって、その竹原市全般のいろんな水質、大気等の調査ということはされているということは私も承知しています。

私が今回、今質問しているのは、本郷の計画されている産廃場に関わって質問しているわけですから、5年前に知ってこれまでこの産廃場、本郷の産廃場計画に伴って様々なデ

ータを収集したり、どういった影響が起こるのかというのは調査研究をなささいよということが基本条例の趣旨だと思うのです。

ですから、私は一般論のことを聞いているわけではないし、結論からすれば今後産廃場計画、この計画に関わっては調査研究はしてないというふうに理解していいのですね。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 条例の規定に基づいて行うことは、どこまでもこの基本条例は環境保全上の理念ですとかそういったもので構成されているものでございます。今回の産廃処分場の建設につきましては、いわゆる産廃処分法といいますか、この法律に基づいて許可という法的な手続がなされている状況のものでございます。

条例との関係でございますけれども、法律に基づいて行われていることに対して、条例が直接関与するにはそれなりの理由が必要と考えます。

今回、竹原市といたしましては、どこまでも許可権者であり、また指導監督権を持っております広島県、こちらに対しまして法律に基づいた適切な事務の進行をお願いするとともに、また指導要綱に基づいた業者に対する対応、こういったものをお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私の質問とは全然違う方向の答弁であって大変残念でありますし、現時点ではこの本郷の産廃場問題についての具体的な調査研究はされていないというふうに言われても仕方がないと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、私は旧上三永の例を、経験を紹介しました。そこでのガス抜きといいますか、空気穴といいますか、こういった設置の理由を聞きましたら、モニタリング調査のためということでありましたけれども、もう一回ここで聞きたいのは、モニタリングにしても指定廃棄物以外に他の廃棄物の混入など、変質や腐敗の可能性までは否定されていないというふうに理解していいでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 確かに、ガス抜きといいますかモニタリング調査というのは全国に何百かある処分場の方でそういったことが一部起こった事実もございます。そうした中で、より安全に、今議員御指摘の処分場が安全に運営されているかということの確認の意味も含めてモニタリングがされ、その結果腐敗ガス等が出ていないというふうに県

の方からお伺いいたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） ですから、このガス抜きといいますか、設置の意義が今説明されました。

それでは、次の質問へ移りますけれども、これは答弁漏れですので、再度確認を含めてお尋ねしたいと思います。

上三永直下の排水については、いろいろ悪臭がするとか泡が出るとかにおいがするとか濁りが出るとか、あとは近くの水路の土のうが設置されておりますけれども、白い袋の土のうの色が変色するとかということは、私らは素人ですから、事業者の説明では雨水などによって腐敗や変質はしない廃棄物なんだと明確に説明がありました。

しかし、上三永の、市議会でも以前調査は何回も行きましたけれども、調査とか、最近この現場に行ってみられた方の声を聞きますと、直下の排水ではにおいが臭いとか、それとか濁りとか泡が出るとか近くに設置してある土のうの白い袋なんか変色している。こういった状況は、市としてはどのように考えているのですか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今、議員御指摘の廃棄物処分場直下の泡、濁りというお話でございますが、現在市の方には直接そういった情報を受けていない、ここ数年ですか、一切そういう情報を受けてないことがまず1点ございます。

そういった状況がありましたら、おそらく考えられるのは東広島の地域のことでありましたら、そちらの方の住民の方から東広島にそういった情報が行って、それに対してもしそういうことがありましたら県と協力して、本市でも同じことにはなるのですけども、そういった改善なのか、現地調査の結果によりましてそれぞれ対応が異なってくるとは思いますが、そういった異常に対しましては何らかの対応はしてまいります。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 上三永の、1つこれはこれまでの議会でも調査へ行ったりいろいろ議論してきた結果なんですから、それをあえて紹介しました。ですから、こういった事態についてはいろいろ指摘されたら、例えば旧上三永の産廃の直下がこういった異変が起こっているよということがあれば、すぐ聞いてすぐ調査をすべきではないですか。まず、調査をしてください。この約束はできますね。

それともう一つは、実際私らも前の時も調査に何回も行きました。その時にもおいがしたり悪臭がしたりというのは実感としてあります。何でこういった、雨が降って腐敗や変質はしない廃棄物なんだと言いながら、実際には現場でそういうことが起こってるわけです。これは、もう私は調べに行かなくても前の調査した実感でもわかります。まざり物が入ってないというけれども、何でこういった濁りや泡や変色が起こるのかと。そのことについては、今どういうことを、どうしてこういうことが起こるのかということを知りたいわけです。

市としては、こういうことでそういうことが起こりますよというのは明確に答えてください。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 市といたしましては、今議員の御指摘の事実等を確認するためにも現地調査を行いまして、その現地調査を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 現地調査をやるということでしたから、是非すぐ直下です、下流域のところじゃなくて直下ですぐ計らないと産廃場施設の影響というのはわかりませんから、是非直下でにおいとか水質調査、水質のどういったものがあるとか変色するとかというのは、是非調査をして報告していただきたいと。

それから、もう一回聞くのですけれども、私は素人ですから、説明業者は明確に雨水なんかで腐食、変色は絶対しないと言い切る説明をしているわけです。私も説明に行きましたけども。それだったら、ああそれでは何も変わらないのかと。安全なのかなということがしますけども、実際問題はそうではないわけなのです。ですから、濁りが起こるとしたら何かの腐敗や変質しか考えられないではないかというのは、今調査行かなくても見解は述べられるのではないのでしょうか。くどいようだけでも、もう一回聞かせてください。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の産廃処分場は、安定型の埋め立てということで計画をされております。その中に搬入されます物につきましては、今議員御指摘のありましたが、溶解性がない物、また腐敗、化学反応等を起こさない、こういった廃プラですとかがれき類、こういった物のみを搬入するという計画になっております。

そうした中で、廃棄物処理法の中でそういった安定物質を入れるという形の計画を立て

られておりますので、この計画の段階ではそういう物は出ないというふうに法の方で判断をされるものと考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 素人でも私は法のことは確かにさっき指定品目といいますか、廃棄物の指定品目は安定型の廃プラスチックとかゴムくずとかガラスくずとかコンクリートくず、陶磁器くず、金属くず、がれき類ということを知りました。

ですから、これだけをその廃棄物処理場の中で埋め立てられるということになってますから。業者の説明も、これだけ捨てるから雨水によって濁りとか腐敗とか起こりませんと言い切る説明をしているのに現場では違うではないかと。汚染が心配されるというのが実感として多くの市民の声なのです。我々も前の経験で何回も調査してそれをやりました。

ですから、そこはきちっと調査をして、何でそういうことが起こるのか、業者が言うことが本当かうそかというのをぴしっとあなた方が判断してください。

それとの関連になりますけれども、先ほど言ったように指定品目だから、さっき言った腐敗、変質は起こらないということで、現実にはそうっていないよということが我々の議会調査でも何回も実際に実感しています。

そこで、一番心配なのは有害物質の混入をチェックする、監視する体制というのは、先ほど壇上で紹介したのは現実には不可能だと。現場でその搬入口のところでぱっと捨ててばさっとダンプからおろすわけですから。それをチェックするというのは不可能です、現実問題として。

ですから、私はそのことを申し上げた。現実には不可能だということを申し上げたけれども、しかし市はそうではないよということは、どういった体制なりチェックする体制があるから、松本が言っているのは心配ありませんよということを、ここの議会の公の場で示す必要があなたにはあるのです。

安定品目以外に混入したりまざったりして、そのチェックが現実にはされていない。何回も私は今言っています。それをあなたが大丈夫ですよという答弁でしようから、有害物質の混入がチェックしない、こういった監視体制をする、だから大丈夫なんだと。その根拠をきちっと説明してください。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 市として大丈夫なんだということではございません。

廃棄物処分法の技術基準において、そうした混入を防ぐために、例えば搬入前に搬入物を一旦さばいてそれから埋め立てしなさいとか、そういった法の技術基準の方でそこらが補完されている状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） マニフェストとか、いろんなさっき言った指定品目というのはそうなっているのです、ルールは。だから、ルールを守れるかどうか、そのチェック体制が必要だと、それは先ほど紹介したように議会の担当委員会でも現地へ行って調査したり、何回もやったのです。やってきて、私は今そのチェックや監視体制は不可能ですよということを、私の声の個人的な意味ではなくて、いろんな議会でやってきたこととかをまとめとして言わせてもらいました。

ですから、しかしそれは法がこういう体系があるから大丈夫なんだよというのは、法は指定した品目だけ捨てるという前提で、しかし混入するかどうかのチェックがないと市民の水源の安全性を守ることはできないというのがこれまでの経験ですから。これにきちっと市が答えて、今答弁が全くないわけです。こういうチェック体制やこういう監視体制をやるから大丈夫なんだということが市民に伝わるように説明責任を果たさなくちゃいけない。しかし、そのことが今、法の体系云々というだけで現実の我々の調査した結果や、今多くの市民の方が心配している状況には答えてないとはっきり言えると思うのです。

それで、先ほど環境基本条例も紹介いたしました。再度、要点で申し上げますと、この基本条例の第2条では、環境保全上の支障となるおそれです、これは幅広く解釈できる内容です。だから、現実にもそこを汚染したという意味以前の汚染を防止するという意味で、この環境条例の第2条では環境保全上の支障の原因となるおそれがあるものというような書き方。

それから、基本理念の第3条第1項には、環境保全は健康で恵み豊かな竹原市が、市民の健康で文化的な生活に欠くことができないもの、そして第12条第1項第2号は規制措置という内容が、先ほど紹介した分と同じような内容になると思うのですが、環境基本条例の第2条第2項は、規制措置として自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為というような、環境保全、自然の適正な保全に支障を及ぼすおそれ、この行為についても問題がありますよと、保全を対処しなさいよというのがおそれという形で指摘されて

います。

ですから私は、先ほど申し上げたような、廃棄物の中に有害物質が混入するのではないかと、このチェック体制がどうしてもやらないと現実には水源を汚染するおそれにつながっていくという経験値なんかも紹介しましたけれども、ここは市として法的なそういう分があるから大丈夫ということには、この基本条例から見てもならないのではないかと思います。そういったおそれということは、この基本条例から、竹原市としても積極的に調べたり調査したりする義務があるのではないかと思います。どうでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在、法手続を進めておられることに対しまして、条例がどこまで規制等がかけられるかということでありましたら、一般的な話になりますが、条例はまず法の範囲内でなければ条例を制定することはできません。これは、憲法でございます。また、地方自治法におきましても、条例は法に反する部分を除いて定めることができるということで、法に対しての条例の位置づけは、どこまでも特に制限とか規制に対しましては、それ以上のことを求めるようには残念ながらならないということで御理解いただきたいと思います。

そうした上で、本市といたしまして、この条例の規定していることもまた一般的なことでありまして、個別具体的に1つの事象に対してその条例の適用を求めるものではなく、このように解釈しております。条例に基づいて何もしないのではなくて、そういった中で許される範囲内では、何かできることがあれば当然条例に基づいてやっていく、そういう考えでおりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今度は、市長に是非御答弁願いたいのは、今部長が答弁したいろんな法体系とか条例と法体系の関係を今説明がありました。

私も安定型産廃場計画の許認可権限、許可するかどうかは県が持っているというのは承知しております。そして、いろんな各関係自治体、このたびの計画では三原と竹原市になるかと思うのですが、その関係自治体に対する意見を求めることになっていると私は理解しております。

ですから、許認可権限は広島県だけれども、竹原市としては、先ほどというのはチェック体制の問題や水源の汚染のおそれの問題が大丈夫だというクリアされてない段階では、市としての意見、基本条例に基づいてこういったおそれがあるよと。水源を汚染するおそ

れがあるよという基本理念に基づいて、広島県に対してそれをクリアしてないのだから、竹原市としてはこういう産廃場をつくってはならないと、不許可にしてくれという明確な意思表示は伝えることができると思うのです。また、伝えなくてはいけない。

先ほど、旧市長は、水源汚染のおそれがある、子や孫の代までそういった心配をさせてはいけないと。子々孫々にわたって水源汚染はやってはいけないという明確な答弁もされているわけですから、県が意見を求められてきた時に、この9月末までというふうに聞いていたのですが、それが延長みたいですから、少なくとも市としては調査研究をきちっとするまでは意見は上げない。また、調査した後できちっとそういうおそれが、さっき私が述べたような水源のおそれ、これをクリアしてない段階では、きちっとこの産廃計画に対して広島県に反対の声を伝えるということはできますね。これは、明確に答えてください。

議長（道法知江君） 市民……。

13番（松本 進君） それともう一つは、あなたに聞いているのではない、市長に聞いている私は。あなたがこういった権限を持っているわけではないのだから、市長しか答えられないでしょう。

だから、私がもう一回聞くけれども、県に対する意見具申として、竹原市はこういった水源の汚染をするおそれがある、安全性が確保されていない、こういった状況では明確に反対だという意見をきちっと上げる必要があるということについてどうなのかというのが1つと。

それに関わるのですけれども、今地域の多くの反対の声も、署名なんかも寄せられました。紹介しました。

もう一点は、地域住民の、あるいは地域住民の反対の声を無視して推進することはいけないと。県に対してオーケーですよということはあってはならないと思うのです。ですから、住民の声を大切にして丁寧な対応をして、それができるまでは県への返答といいますか、それをまだやらないということだけは、この2点を答弁、これは市長しかできない。あなた、部長がやってもしょうがなかろう。ちゃんと市長がしないと。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（田所一三君） 県から市としての意見を求められた際には、先ほども部長が御答弁させていただいたとおり、この業者が、例えばこれまで違法な行為をして明らかに住民に悪影響を及ぼすとか、そういったことが認められない限りは、あと社会影響上、明らか

にそういう危険があるとか、悪影響を及ぼすとかというふうに認められない限りは、そういう反対の意見は申すことはできません。

あと2点目ですけど、この計画に際しましては、これまでのやりとりの中で、住民の方々がこの建設計画に際しては不安を持たれているというのは事実として把握しております。こうしたことも踏まえて、広島県の方には総合的な見地から対応していただくということで、県の方に伝えていくことを今考えておりますので、御理解ください。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、この安定型産廃場の分で業者が違法な行為をしているとか、そんなことは1つも言ってません。法律に基づいて手順を踏まえてやられている。しかし、法の中でやったとしてもいろんな課題がありますよということを今申し上げてきました。

それともう一つは、市の基本条例、これはこれまでいろんな問題が起こったからこういった基本条例をつくりました。その基本条例の中にも、竹原市民の健康、特に水源の問題で今質問しているわけですから、こういった水源が汚染されるおそれ、汚染したという意味ではないのです、汚染されるおそれがある場合でもきちっと対応しなさいよということがこの環境基本条例の中に書いてあります。

（「条例はいいんよ、条例は」と呼ぶ者あり）

ですから、この条例はみんなが賛成してつくった条例ですから。今はこの悪い、いいは私は言うつもりはないですけども、こういった条例を大切に、市として独自の意見を上げることはできる。そして、少なくとも私は市民の声を単なる県に伝えるという県任せというのは無責任だと思うのです。あえて、この竹原市の市民の水源というのは、これまでも何回もいろいろ危険な状況、汚染の状況は何回も出てきたわけなのです。そういったことをクリアしてこの条例ができたということだけは、あなた方は認識しておかなくてはいけないのです。

だから、きちっとこういう問題が起きたら即刻調査研究したり、市民に知らせたり、議会報告もきちっとやらなくてはいけない。5年もほったらかしているのは何事かというような怒りの声があります。

当初は、この9月末までに竹原市として意見を求められる、それが今延長になっているのだから、その延長で竹原市としてはもう一回きちっと考えて、さっき言った法ではこうだけれども、現実の産廃、上三永の教訓があるわけですから、そういった安定型の産

廃場でもこういった課題があつて水源を汚染するおそれがあるよという条例の理念、こういつたのに基づいて市が判断できるのではないですか。なぜそれはしないのですか、きちつと。

それともう一つは、だから市長は最後そこはきちつとこの条例の精神に基づいて判断しますと。それと、市民の合意形成は必ずやりますということだけを約束できるのではないのでしょうか。市長が自ら答えてください。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（田所一三君） 繰り返しになりますが、本条例につきましては生活環境保全上のものについて定めた、行政の取組の方針について定めたものであつて、基本的な指針であります。個別具体的には、廃棄物処理法に基づいて行政として適切な対応をとることとなります。

議員が言われるように、反対の意見を出すことにつきましては、社会的な影響なども考えまして、先ほども御答弁申し上げましたが、明らかな影響が予測されるとか、今回計画を持たれている事業者において、これまで違法な行為をやったとか明らかな事実がなければそういった対応はできないものと考えておりますので、引き続き県に法に基づいて適切に手続を行うよう求めてまいります。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） この水源問題の汚染に関わることは、繰り返し同じ答弁しかあなた方はしないから指摘にとどめたいと思うのですが、是非市長はこれまでの市民の声、議会、これは竹原市としても元市長なんかはそういう水源汚染、これは子々孫々にわたつて許してはいけないという趣旨の発言をされているわけですから。

私は、竹原市の水源というのは他市に例のないような貴重な宝であり資源だと思うのです。ですから、これを一旦汚染するようなことが万が一にもあつた場合、その経済的な問題を見ても竹原市の大きな損失になるし、市民の命と健康を守る生命線だと思うのです。

ですから、そういった立場からもう少し真剣に対応してもらいたいし、改めて基本条例というのは理念、その大切なところですがけれども、この大切なところがあつて初めていろんな施策に生かされるわけですから、これだけは忘れずに、きちつと県に対してもそういったおそれが解消されない限りは明確に、反対という言葉を使いましたけれども、いろんな不許可、竹原市として要らないよという、言葉の問題は別なのですからけれども、明確に反

対の意思表示をすべきだし、住民の合意を、必ず合意形成を図る、そういった手順を踏まえて対応すべきだということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次は、あえて気象災害、今日連続して各地でいろんな災害が起こっていて、復旧、復興活動も大変だと思うのですけれども、私はあえて気象災害の減災、予防、こういった立場からの質問をいたしました。

最初1点だけ、教育委員会の方からまず再質問しておきたいのは、先ほど質問の各小中学校の竹原市の室温調査の報告がありました。35度、34度、竹原中では34度ということで夏の温度、好ましい、学習にふさわしい室温ということ報告してもらいましたが、今年の4月1日にその通知が来ています。ですから、30度から28度に下げられたということですから、それから比べて竹原市の教室の室温状況ははるかに高い状況ということでは、健康や学習という面からも、検討してまた何年か後にやればよいというような状況ではないと思うのです。

ですから、文科省も30度から28度に引き下げている。それ以下にしなければいけないことをあえてやっているわけですから、これは早急なエアコン設置の対応、今の設置率から極めて低い、10%以下ですから極めて低い対応、これは予算の関係もあるからいろいろ課題もあるのでしょうけれども、早急な計画、せめて1年、2年、そういった間には全校に設置できるよというぐらいの取組が要るのではないのかということ、この点をまず再質問しておきたい。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 各学校におけるエアコン設置の御質問でございますが、今議員の方からもお話がありましたように、我々は決してエアコンをつけなくていいというような認識ではなくて、PTA、それから地域の皆様、そういった方々からの御要望であるとか費用面の課題を踏まえた上で、これまでもほかの重要事業と優先順位を勘案しながら取り組んできておりますので、まだ国の方から具体的な支援の中身が示されておられませんので、先ほど教育長が御答弁を申し上げましたように、国の動向も注視しながら、こういった手法が有効的であるかというのは引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、期限を切って早急な設置をしていただきたいということを強く申し入れしておきたいと。

それから、再質問の気象災害の減災、予防についてですけれども、まず本川の河川に関わった答弁について、確認だけまず最初にしておきますのは、本川流域の面積は答弁があって、その被害状況の報告もありました。それで、被害状況の報告で確認したいのは、床上浸水が150件、これは本川の流域の被害ですね。これは、市がホームページに出しているデータ、これは最終といいますか最も新しい分を調査したのですけれども、これは30年8月19日付けの災害対策本部のデータですけれども、このデータでは床上浸水が竹原市全体では164件、それから先ほど答弁があった、本川流域に関わる床上浸水が150件、全体の91.4%が本川の床上浸水であります。

それから、質問というか確認というのは、床下浸水のことなのですけれども、床下浸水は先ほど8月19日付けのホームページでは、床下浸水、市全体で189件とホームページには紹介されています。しかし、先ほどの答弁では270件、本川の流域に関わる水害、床下浸水の被害がありましたよという説明でありましたので、これは限定した本川の床下浸水の被害が竹原市全体よりも1.4倍多い数値になっておりますので、これはどちらかが間違いかなというふうに思いますので、これをまず確認からお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 申しわけありませんが、先ほどの床下浸水の件数でございますが、早急に確認いたしますので、少々お待ちくださいませ。

議長（道法知江君） 次の質問でお願いいたします。13番松本進議員。

13番（松本 進君） わかりました。

是非、確認をお願いしたいというふうに思います。

それから2点目は、本川の土砂浚渫についてですけれども、住吉橋から扇橋、これを直近といいますか、この10年間といいますか、いつ浚渫、撤去されたのかなということを質問したのですけれども、そこら辺は答弁がありませんでしたので、やっているのかやっていないかを含めて御答弁いただければと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御質問の本川の浚渫の件でございますが、本川の浚渫につきましては平成25年に防潮水門及び排水機場の整備をした時点で、施行時点で河口部の土砂の浚渫を実施いたしております。

また、これまで平成24年度に古庭橋と言いまして新たに設置した橋梁部分における周

辺であったり、また本川の右岸の護岸の改修の施工時に実施しておりますが、今後も引き続き河川管理者であります広島県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 先ほど市長答弁にもあったように、水門に関わっての水門のところの土砂浚渫というのは聞いたわけです。私が聞いたのは、住吉橋から扇橋までの間の分はいつ浚渫したかということです。

（「データがそろつたら。早うちゃんと答弁しろ」と呼ぶ者あり）

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 繰り返しになるのですが、先ほどの25年度における工事した時点については浚渫を実施しております、それ以外につきましては引き続き管理者である広島県の方に浚渫をしていただくように要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私が聞いたのは、水門のところはわかりました。水門の扇橋から住吉橋の間は、それは県が管理するの知ってます。県が管理するから、あなたは全然知らないと言うのですか。通告しているのではないですか。通告していたら県に調べて、この住吉橋から扇橋の間は、いつこういった土砂浚渫をしていますよとか、何年間していませんよという答弁はやるべきではないですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 浚渫に関しましては現場の状況を把握いたしまして、県と十分に連携をとって要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） やったとかやらないとかということさえも答弁できないというのは、市民に対する責任を放棄している、そう言われても仕方がない今状況です。是非、この改善は強く求めたいと。

それから、土砂浚渫の状況なのですけれども、答弁では河道に土砂が堆積し、管理上支

障となる場合には撤去しますよという内容の答弁だと思うのです。河道のといって、河の流れる道ということでしょうけれども、私が思うのは、だから質問というのは、この河道に土砂が堆積し、管理上支障となる場合はどういった状態なのかと。

私は、今でも道の駅のところの例を示しました。川底から相当土砂が堆積している。それがずっと下まで続いているわけです。ですから、地域をよく知る人は昔はもうちょっと川底が深かったよと、今度のような土砂が洪水の場合は上から流れるわけですから。本川の上流域の水量、降雨量と川の断面です、川の断面が狭かったらあふれることは決まっているのではないですか、誰が考えても。

ですから、河道の支障といたらどういった状態なのかですか。今相当数、住吉橋のところの土砂も堆積してます。これが、あとどのくらいまでは洪水は起こらないと考えているのかという具体的な説明です、これをひとつしてもらえますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） このたびの豪雨災害によりまして、本川につきましてもかなり土砂が堆積しているというのは認識しているところでございますので、引き続き粘り強く管理者であります広島県に要望してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非、誰が考えても今の河道というのは、上から相当、その流域からということであふれはしないかというふうに、住吉橋からあの間についても心配があるわけですから、是非真剣にこの撤去をしていただきたいと。土砂浚渫、撤去をしていただきたいと。

それからもう一つ、本川の拡幅計画、先ほど答弁では平成18年かな、この本川の拡幅計画は平成18年につくっているよと。その拡幅と同時に河床の掘削等も含めてでしょうけれども、こういった本川の維持管理をしますよということで、洪水対策との関係で質問しておりますと、先ほど壇上でも言いましたように、特に本川、河川の幅の問題でいえば、番屋橋から上流150メートルというのは特に狭い川幅になっていますよね。ですから、今回でも相当大きな、今回の豪雨についても大きな影響をした1つの要因にもなっているのではないかというふうに私は心配をしております。

ですから、いろんな拡幅計画、平成18年につくってこれも県の都合と言えば都合なのでしょうけれども、12年、いつ実施できる、そういった目途が立つのかということをお

が改めて聞いても明確に今答弁がなかったように受けとめます。

したがって、確かに全体計画は1.6キロというのは計画に基づいてやるのは基本にしながら、そこまで至らなくても緊急には、さっき言った番屋橋から150メートル上流と申しますか、こういった特に狭いところは何らかの形での拡幅を緊急措置と申しますか、そういった対応が要るのではないかと、必要なのではないかと。それは県の管理としてもです。

ということで、先ほど地域住民の方も要望されています。2001年9月7日に大王や中通や上市区長、あるいは住民の要望書をつけて広島県に要望書が出されています。そして、2009年1月16日付けでは竹原市長及び広島県に3自治会、さっきの同3自治会長名でこの拡幅の強い要望が出されていると。繰り返し地域住民の方々の切なる願いとして出されているのがあるのです。

この計画を18年につくって、私流に言えば12年余り放置されていると言われても仕方がない、そういった事態です。これは、県の管理といえども許されないと思うのです。ですから、県全体のお金も確かに要るのでしょうかけれども、1.6キロの拡幅なり掘削なりやる場合、要るのでしょうかけれども、緊急のところからの対応なんかは即やってもらいと、そういった強い要望を出すべきではないかと思えますけれども、こういった考えは全くないのでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、本川の拡幅計画の御質問でございますが、まず広島県において高潮対策として、この計画に基づいて防潮水門であったり排水機場の整備を、河道部の浚渫とあわせて、先ほどの御説明にありますけど、25年度に実施しているということでございます。こちらにつきましては、既に計画に基づいて実施いただいている案件でございます。引き続き洪水対策でございます河道拡幅、築堤、河床掘削により川の断面を増やして流下能力を向上させる計画となっております。

具体的には、住吉橋付近から現道の8メートルから12メートルへ、それから、番屋橋につきましては上流部ということで4メートルから約8メートルに川幅を広げまして、堰堤により護岸をかさ上げし河床を掘削するものでありまして、沿線にある一部の家屋等の移転が生じるという事業でございます。

こういったことを含めまして、本市といたしましては引き続き粘り強く県の方に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今4メートルから8メートルという拡幅というのがありましたけれども、確かに県の計画でそういう立派なのを早急につくってほしいというのは再度要請してもらいたいのは当然ですけれども、しかし先ほど要望書が何回も出ているわけですよね。そして、今回のまた豪雨災害でひどく大きな水害が発生しているという面で、私は100%完璧にという対応を一つも言ってません。

ですから、減災、予防という対策からの可能な限りの努力を竹原市に求められているという面では、きちっと8メートルなりそういった1.6キロの拡幅計画を即やるのが一番理想なんだけれども、しかしそこに至らない場合は最も狭いところも何とか緊急措置として150メートル、そういった緊急措置として対応できれば大きな緩和、周囲の不安が解消できる。

そういった部分は二重投資というふうな考えがあるのかもしれませんが、そうではなくて緊急不安を、切実な不安を解消する緊急措置として、8メートルまで広げられないかもしれないけれども、目いっぱい拡幅してみると。そういうことによって、通常のちょっと大雨でもつかるとな、あふれるようなところを解消できる。こういったことも手を打つ必要があるということから、私は県にそこを強く要請を求めたいと。そこはどのようなのでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 本川の対策についてでございますが、今後も県と十分には連携を図るとともに、排水路施設等の点検や維持管理、日常計画を徹底いたしまして、市道の浸水対策ともあわせまして可能な限り被害等が最小限になるように努めてまいりたいというふうに考えています。

また、先ほど御指摘のありました部分的な改修につきましては、今後も十分に県とそういったことも可能かどうかも含めまして、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 総務部長、先ほどの床下の件数わかりますか。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） 済みません。先ほど御答弁できなくて申しわけございませんで

した。

答弁書の3ページの下から3行目でございますが、本川の住宅浸水の被害状況ということでございまして、現在床上浸水約150件、床下浸水約270件と記載いたしております。先ほど松本議員からございました、市のホームページの件数と異なるのではないかとということでございますが、ホームページの方は住家のみを記載させていただいております、今回御答弁させていただきましたのは住家プラス非住家も含めた実際の住宅浸水の被害状況ということでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） わかりました。

議長（道法知江君） 残り時間が少なくなっていますので、よろしく願いいたします。

13番（松本 進君） それでは次の、急傾斜地に関わってお尋ねしておきたいと思えます。

これは、いろんな災害箇所、急傾斜地の予防対策といえますか、この工事の分は毎回求めてきたわけですけれども、現在、先ほど報告があったような今回の災害に関わっても、今急傾斜地の危険区域の整備率というのは65カ所で26%しかないという整備率状況です。これは極めて低い異常な状況ではないかというふうに私自身は考えます。

したがって、再質問は、先ほど答弁のあった分で、このたびの豪雨による崖崩れの工事復旧といえますか県が担当する分、大規模なところといえますか、そういった県が担当する大規模なところと竹原市が担当する小規模なところということがありますけれども、それぞれ何カ所になるか。例えば、それと同時に竹原市の小規模の箇所数がわかれば、いろんな予算の関係、財源をどうするのかということを含めて、例えば年に何カ所やればこのくらいになる1つの計画です。こういった計画の作成が要るのではないかと。

確かに、財源のことがありますから一遍に二、三年で100%やりなさいというのはなかなか厳しいかもわかりませんから、何カ年計画でこういう事業を進んでいくと、そのための財源をどうしていくということの見通しが必要だし、そういう竹原市に関わっての実施計画です。これが是非必要ではないかなと思いますけれども、そのこのところ。

県の大規模な箇所の完了の見通し、先ほど竹原市の場合はその計画をつくってそういう見通しということになるわけですけれども、そういった見通しについてもお尋ねしておきたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御質問の県の役割、市の役割という事業でございますが、まず県の事業といたしまして災害関連の緊急砂防事業というのがございまして、こちらにつきましては現在市内で4カ所ほど、今回特に大きな被害を受けました箇所につきまして、東野であったり港町、西野町の2カ所については県の砂防事業ということで実施をしていただくという予定になっております。

また、もう一カ所、新庄地区の片山谷地区につきましては、災害の関連の急傾斜崩壊対策事業という形で、こちらにつきましても県の事業で実施していただくという予定となっております。

また、通常の急傾斜対策事業につきましては、斜面の高さが5メートル以上、人家から5メートル以上を区域指定をして事業を実施しておりますが、今回の豪雨によりまして各地で甚大な被害を及ぼしたということで、竹原市も同じように多くの土砂災害が発生いたしまして、激甚災害に指定されたことによりまして、今回の崖崩れの発生した箇所を対象に、高さが10メートル以上で人家が5戸以上については災害関連として、緊急対策として急傾斜崩壊対策事業を、先ほど説明いたしました事業を含めまして県の方で実施していただくという予定となっております。

また、高さが5メートル以上、人家が2戸以上の箇所につきましては、市の事業として崖崩れの対策を実施することといたしております。

それから、最後のもう一点の御質問の、今後の見通しとかで財源の見通しという御質問がございましたが、現在対象となる箇所を調査いたしまして、実施に向けて準備を進めている段階でございますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

残り5分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（松本 進君） 幾ら。5分ね、はい。

現在整備済の急傾斜のことについてお尋ねしたいと思っておりますけれども、現在現地を見てもみますといろんなところが、現在済んだところなんかも崩れたところが目立つところがあります。それとか、私が一番気になるのは、水抜き箇所がのり面のところにありますけれども、その草木がそのままになっているという状況では、前に専門家に聞くと放っておくと根を張ってその擁壁を壊すとか、そういう場合は少しの水害でも大きな被害が起

こり得るよとかということがお話を聞いたことがあります。

ですから、あえてこの件で、県の委託事業なのでしょうけれども、そういった総点検をして、見た限りでは水抜き穴のところに木がいっぱいあるのが何カ所もあるので、総点検をされたのかなという疑問があつて、あえてこの質問をしました。

ですから、この豪雨の以後、改めてその水抜き穴なんかをチェックして、これは大丈夫よという確認をされているのか。あるいは、擁壁などが剥がれたところなんかも、崩れて落ちた破片も私は見えていますけれども、そういったところは、崩れたところは少なくとも補修なり要るのではないかと思うのですけれども、そこらの対応が、豪雨以後点検してその後どうなっているのかということをもう一回お尋ねしておきたい。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 今回の豪雨災害を受けて、急傾斜地区における点検の御質問でございますが、急傾斜の点検につきましては、合同パトロールということで年に1回定期的に必要に応じて実施しているというふうな状況がございます。

内容につきましては、雑草であったり雑木の状況、標識、防護柵の状況など総合的に点検をしているという状況でございますが、今回の個々における1個1個の点検というのは実施しておりませんが、被災を受けた方々からの現地を確認してほしいとかいろいろお問い合わせがあった物件については、職員が現地に出向きまして総合的に確認をしているというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 豪雨後、点検してないこと自体が私は問題だと思うのです。

ですから、大至急そういう現在整備済のところののり面の、さっき指摘した水穴の草木とか崩落とか、総点検を大至急すべきではないですか。

それと、あとはお金が要ることですからこういった対応が要ると思うのですから、まず総点検、安全性を確認するということが必要だと思いますが、どうですか。

議長（道法知江君） 最後の答弁になります。丁寧をお願いいたします。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） 点検については、必要な状況に応じて適切に対応させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午後 0時59分 再開

副議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、山元経穂議員の登壇を許します。

山元議員。

3番（山元経穂君） ただいま議長より登壇の許しを得ました山元経穂でございます。発言通告に基づき一般質問を行います。

平成30年第3回竹原市議会定例会一般質問、防災熟考、平成30年7月豪雨から。

ことわざにいわく、備えあれば憂いなし。また、旧帝国海軍の名将山本五十六元帥いわく、常在戦場。これらは、常日ごろから有事に際して物心ともに備えておくことの大切さを説いた有名な言葉であります。そして、この名言を災害という事象で、かつ日常の不意を突いた表現が、天災は忘れたころにやってくるという物理学者で防災にも高い識見を有した寺田寅彦東京帝国大学教授がしばしば口にしていた言葉になると思います。先々月、私たちは改めてその意味を痛感させられました。

平成最後の今年、全国、広島県、本市を襲い、今時代最悪とされる豪雨被害を引き起こした平成30年7月豪雨です。7月豪雨は、全国で死者221人、行方不明者9人、負傷者390人、全壊6,206棟、半壊9,746棟、一部破損3,765棟、床上浸水9,006棟、床下浸水2万86棟の被災をもたらし、広島県においては死者108人、行方不明者6人、負傷者127人、全壊1,029棟、半壊2,888棟、一部破損1,898棟、床上浸水2,926棟、床下浸水5,009棟であり、特に人的被害は死者、行方不明者数で全国の約5割、負傷者数でも約3割に上る被害でありました。

当然ながら、広島県内に位置する本市の被害も甚大であり、全壊38棟、大規模半壊35棟、半壊215棟、一部破壊174棟、床上浸水327棟、床下浸水647棟、公共施設の被害541カ所、断水1,622戸、停電2,730戸、避難者数は794人、負傷者5人、そして何よりもかけがえのない4人の命が犠牲になりました。改めて7月豪雨により被災された方に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方に衷心よりお悔やみ申し上げます。

あの7月7日、七夕の日を迎えた早朝からの惨状はいまだ市民の皆様の脳裏に深く焼きついていると思います。表層崩壊が発生し、広範に内部を露出した山肌、家屋の中にまで浸入する泥水、至るところで発生した道路の寸断、通行不能な橋梁、土砂に圧壊された家屋、さらなる河川の増水による氾濫の恐怖等、昨日までの日常が異常な光景にさま変わりして耐えがたいほどの今そこにある現実をたたきつけられました。

加えて、今夏は史上最悪に比する猛暑日が連続し、炎天下中での被災物の整理や掃除は大変苛酷なものであり続けたと思いますし、私もそのように実感した1人でありました。

現在、惨状から約2カ月がたち、市民の皆様の御尽力、県内外の自治体、陸上自衛隊、ボランティアの皆様などからの御支援、本市職員の尽力もあり、特筆すべき被害を受けた地域以外は被災前の日常を取り戻しつつあると感じています。

この間、本市においても広島県より災害救助法並びに被災者生活再建支援法の適用を7月5日付けで受け、同月24日には激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政府の閣議決定により激甚災害指定を受け、被災者救済と同時に復旧、復興への国・県からの財政的支援体制を整えつつあります。今後は、より早い復旧、復興を目指して加速度的に取り組んでいくことが行政の重要な役割であることは言うまでもありません。

そこで、今回の被災を踏まえて、今後の防災及び減災対策、懸念される課題について、以下5点お伺いいたします。

まず1点目として、7月豪雨において避難所の設置や救援物資の搬入等、本市職員は様々な業務に従事したと思います。その経験や雑感を集約して検証し、今後の防災施策等に生かしていくべきと考えますが、本市としてはどのようにお考えですか。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に、本市も支援のため職員を派遣しています。今回の被災における支援活動において、当時の経験をもとに生かされたことがあるかをお聞きいたします。

次に2点目として、今回の被災を通して市民の皆様に改めて防災意識を高めていただくと同時に、治水対策等早急な防災施策を施す必要性を感じていますが、本市としては今後どのように取り組んでいくおつもりかお伺いいたします。

続いて3点目として、7月豪雨後本市をはじめとして各種イベントが中止または延期として措置がとられました。その中には、市民の経済活動に密接に関係したものもあります。加えて、復旧活動等で市民は余計な家計支出を余儀なくされました。また、自粛ムー

ドが市中を覆い、本市の商業などに打撃を与えたのではないかと考えます。ゆえに、今後の本市の経済及び税収への影響が懸念されますが、本市はどのような認識をお持ちか、農工業への影響もあわせてお伺いいたします。

そして4点目として、被災状況等の報告のため、8月7日に開かれた本市全員協議会の資料において、平成30年一般会計補正予算（第2号）にて災害救助費及び災害復興費として21億240万円が示されました。本市は、先述したように激甚災害指定を受けており、当然大部分を国・県の支出金で賄えると考えていますが、今後復興に要する経費も見込めば財政状況の悪化が予測されます。そこで、本市の今後の財政状況の見通しについてお伺いいたします。

また、現在本市は一定の財政支出が必要とされる公共施設ゾーン整備計画を百年の計として企図されていますが、今回の被災による財政状況等が本計画に与える影響に関してお尋ねいたします。

最後に5点目として、本市に甚大な被害をもたらした今回の被災について、忘却することなく将来へ語り継いでいかなければならないと思います。特に、本市の未来を担う小中学生に防災意識の向上も含め、広義の意味での学習を反復し続けることが必要であると考えますが、本市としてはどのようにお考えかお伺いいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今柴敏彦君） 山元議員の質問にお答えをいたします。

1点目の、今後の防災施策についての御質問でございます。

7月豪雨に対応するため、本市では7月6日午後5時50分に災害対策本部を設置し、竹原市地域防災計画に定める救援物資の輸送や被害情報の収集など、災害対応業務を実施する体制をとりました。これらの業務実施においては、今回の豪雨災害が未曾有の大災害であったこともあり、被害の全容把握に時間を要することとなりました。

このため、今回の災害で得た経験を今後に生かすことを目的として、現在今回の災害に関する課題などについてヒアリング形式で検証、分析を行っているところであります。

こうした結果をもとに、今後、災害時に迅速な対応が行えるよう地域防災計画の見直しなど必要な取組を行い、災害対策本部の機能強化などに努めてまいります。

次に、東日本大震災時における職員の派遣についてであります。

東日本大震災の発生後においては、本市から延べ32人の職員を宮城県多賀城市や福島県郡山市等に派遣しました。これらの職員は、給水車による給水支援や避難所の運営支援、被災者の健康管理などの業務に従事しました。これらの応援業務を通して、例えば効率的な給水活動の必要性を認識し、平成25年度に加圧式ポンプを搭載した給水車を新たに配備しました。今回、これにより仁賀小学校等に設置された高架水槽への送水を行い、広範囲の住民に対し給水を効率的に実施できました。

また、避難者の協力を得て避難所の運営を行う経験を得た職員もおります。この職員は、断水時に避難者の協力を得て近くのプールから水を運び出し水洗トイレに活用するなど、避難者と連携した避難所運営を行いました。こうした東日本大震災の経験は、今回の豪雨災害の対応に活かされていると考えております。

次に2点目の、防災意識の向上と早急な防災施策の実施についての御質問でございます。

今後、災害が発生した際には、被害を最小限に抑えることが大切であります。そのため、自分の身は自分で守るという自助の意識を高め、日ごろからの災害への備えも重要であります。

本市といたしましては、このたびの豪雨災害の経験も踏まえ、より実践的な防災訓練等を実施しながら日ごろからの災害への備えの必要性について周知を行い、市民の防災意識を高めてまいります。

また、7月の豪雨災害では、賀茂川や本川など多くの河川が氾濫し、護岸の崩壊、大量の土砂や流木の堆積など甚大な被害が発生いたしました。このような状況において、二次災害のおそれがある箇所については、応急復旧工事として大型土のうによる護岸の仮復旧や堆積した流木の撤去を実施しておりますが、引き続き未着手の賀茂川などの浚渫についても早急に実施するよう県に要望してまいります。

また、市が管理している河川においては、埋塞した土砂の撤去や橋梁部分の流木の撤去など緊急性の高いところから順次実施しているところであります。

本格的な復旧工事については、国が実施する災害査定後、洪水の起こりにくい11月以降に実施する予定としており、引き続き県と連携しながら治水対策を着実に推進してまいります。

次に3点目の、本市への経済及び税収への影響についての御質問でございます。

被災された中小企業者や小規模事業者等において、土砂流入や浸水等によって機械設備

や車両、事務機器の破損、製品や商品の水没などの被害が発生し、事業継続や再開に支障を来している状況にあります。また、農地への土砂流入等による農作物被害や、農業施設や農業用設備等が破損するなどの被害が発生し、営農の継続にも影響を及ぼしております。

このような直接的な被害のほか、このたびの豪雨災害においてはJR呉線の不通や風評により観光客数が減少し、また市内の催し物なども自粛されていることから、消費の縮小や売上高の減少など間接的な被害が生じております。今後もこのような状況が続きますと、地域経済や税収への影響が拡大する可能性もあることから、消費動向などの経済情勢を注視するとともに、あわせて風評被害を払拭するためのホームページやフェイスブック等による首都圏をはじめ市内外への情報発信や、被災事業者等の事業継続を図るための国、県等の支援事業の実施など、早期復旧、復興に向け引き続き取り組んでまいります。

次に4点目の、今後の財政状況の見通しについての御質問でございます。

今回の豪雨災害における補正予算については、災害救助法の適用、激甚災害の指定等により、国、県からの補助金等の補助率のかさ上げや有利な起債の充当を見込むなど、一般財源の持ち出しを極力抑えることにより、その影響を最小限とする予算編成を行いました。

しかしながら、豪雨災害に係る災害復旧費などにつきましては、今後の財政負担も必要としており、さらなる基金残高の減少や起債の償還などによって本市の財政状況に長期にわたり影響を及ぼすものと見込んでおります。

このような中、公共施設ゾーンの再整備に当たっては、効果的な事業手法の採用や低コスト化、有利な財源の活用などがこれまで以上に求められてくるものと考えております。

今後においても、厳しい財政状況などを踏まえ、既存事業も含めた事業の優先順位づけを行いながら、行財政経営の一層の強化を図り、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

最後に5点目の、次世代への被災記憶の継承についての御質問でございます。

今回の豪雨災害については、これまで本市が経験したことのない未曾有の大災害でありましたが、この被災の経験と知恵を後世に語り継ぐことは、市民の防災意識を向上させるとともに将来の災害対応に役立てるため、とても大切なことでもあります。

こうしたことから、人的被害が発生した場所をはじめ大規模な崖崩れや浸水が発生した危険箇所等の被災直後の写真等を未来への道しるべとなるよう記録し、保存する取組を進

めてまいります。あわせて、このたびの災害で得られた教訓については、防災教育等を通じて後世へしっかりと引き継いでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目の、防災施策において、今回の災害対応の職員の経験についての今後であります。御答弁において現在ヒアリング形式で検証、分析を行っているとのことでありました。また、東日本大震災の折に派遣した職員の経験が生かされたことも大変に意義あることであったと思います。

それらを含めて、今後改めてマニュアルのようなものを作成されると思いますが、さらに経験の集約を生かし高めて防災・減災対策に効果的ではないかと感じる取組を1つ提言いたします。

平成7年の阪神・淡路大震災時に、神戸市職員で都市計画局計画部工務課長の任にあった片瀬範雄氏は、平成16年の退職後、神戸防災技術者の会K-T E C、Kは神戸のKでT E Cはテクノロジー、技術のことをあらわしていると思いますが、K-T E Cを設立しました。同会は、現職の神戸市職員や全国の自治体の若手職員等約70名で構成されており、阪神・淡路大震災の伝承、危機管理、自然災害の研究、危機管理時の支援、救援を3本柱として活動しています。そして、何より共感できるのが、片瀬氏の、町を守ってきた人々のDNAが脈々と受け継がれるという思いです。

本市においても、ここまで大がかりなものでもなくても、災害対応の経験を語り継ぎながら年に一、二回ぐらいでも防災・減災について対話していく自主的な組織があれば、まちづくりにおいても有事の際にも有用であると思いますが、本市としてはどのようにお考えになれるか、お願いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

今、議員から御提言のありました点も踏まえましてお答え申し上げます。

今回、未曾有の大災害を受けまして、先ほど市長御答弁申し上げましたが、現在ヒアリング等を行っているところでございます。この内容といたしましては、できたことはもちろんでございますが、できなかったこと、できなかったことをどうしたらできていくかということ踏まえまして行っているところでございます。

先ほど、年1回の云々というのがございましたが、それらを踏まえまして防災まちづくり、真の意味で安全・安心のまちづくりに向けまして今後も職員と取り組みまして、その辺を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 今、総務部長がお答えになられた、特に大事な点だと思います。できなかったことをどうしたらできていくのか、今後もいろんな災害が想定される中で、これが1番だと思いますので、その辺の研究をよろしくお願いいたしたいと思っております。

そして、私がなぜこういうことを聞くかと言えば、防災施策という大きな視点でいったら、先ほど答弁書にもありましたが、防災計画の見直し等ということも大事だと思いますが、実際に対人経験、被災者と向き合うということ言えば、例えば避難所等での住民対応は本当に大変だったと思っております。

突然の災害の中で十人十色の要望があり、市民のまた皆様もいろんな思いがあるのが当然で、また正直、中には対応困難な要望等もあったと思っております。そのような時の対応等は特に書物、書き物ではなく対話型で語り継ぐことが必要であり、さもすれば話し合い、口にすることで職員のストレス減少にもなるのではないかと考えておりますが、この辺についてはどのように思われますか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難所のことも含めまして、対人面、対話面だと思いますが、おっしゃるように書き物、マニュアルどおりでいくわけではございませんので、実際の有事はケース・バイ・ケースだと思っております。

そういった中で、対話ということの前提はまず傾聴、聞くことが大事だと思っております。被災された方のお話をまずはよく聞いた上で、それに対応した語り継ぎと申しますか、親身になって心に寄り添った形で語り継ぐということが大切でございます。確かに、避難された方、被災者の方、様々なケースがございまして、心に受けた傷は様々だと思っておりますので、我々もそれをしっかりと受けとめながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 被災者と向き合うという点でもあれですが、いろんな多分同僚議員

も聞いたのではないかということですが、よく行政で問題になるワンストップサービスということ、最終的には総合窓口というものをもって本市も対応したと思われるのですが、この辺もうちょっとスムーズに、迅速にいくようなこと等もいろいろとまた話し合っ、また被災者と向き合うという視点を大事にしながらいろいろこの問題をこれからも考えていってほしいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2点目の、市民の防災意識の向上、啓発に関してですが、本市としても今まで様々な機会を利用して取り組んでこられたと思います。しかし、残念ながら、先ほども申し上げましたが、今回の被災で市民の生命を失う結果となりました。

本年7月の中国新聞に、別次元の危険性どう伝達、という記事が掲載されており、一読して大変考えさせられました。記事では、災害心理学を研究されている東京女子大学の広瀬弘忠名誉教授に取材した内容が記載されており、広瀬名誉教授は気象情報の注意喚起について、何十年に1度という言葉も慣用句のようになり住民に通じなくなったとの見解を示すとともに、自治体が住民に避難を呼びかける際、危機感を持てるような切迫したメッセージを送るべきと指摘がなされていました。

また、住民への避難勧告に関して、7月29日に台風12号が広島県に最接近するのの際し、湯崎英彦知事は7月豪雨災害の被災地はもちろん河川氾濫や土砂災害などの危険がある地域の方々には、7月28日の段階でできるだけ早い時間帯、明るい時間帯に避難してほしいと県民に異例の緊急の呼びかけをなされました。これらは、私たちが様々な災害から各種情報で教訓を得ているはずなのに、まだ大丈夫であろうと心のどこかで思う危機感の意識欠如からの覚醒を促す言動であったと考えます。

本市としても、御答弁のとおり自分の身は自分で守るという自助の意識を高めることを、従来よりも異なる形で市民へ改めて啓発していかなければならないと強く思いますが、本市としての考えをお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

今、報道があった点と県知事のコメントということでございまして、その考え方ということであろうと思っております。

今、議員から御指摘がありました新聞記事には、議員からお話ございましたように、災害が迫っても大丈夫だろうと考えてしまう受け手の側の課題と考えております。また、避

難情報の伝え方につきましても、新聞記事を私も拝見いたしました。その避難情報の考え方についても課題が書かれております。こうしたことは、当然検討すべき課題であろうと考えております。

一方、広島県知事からの緊急メッセージにつきましては、県のトップ自らが県民に対しまして避難を呼びかけることにより、県民の危機意識の高揚や迅速な避難行動につなげたいとの思いから行われたものであると考えております。住民、我々市民への避難の呼びかけにつきましては、具体的でわかりやすいものとなるとともに状況に応じましては危機感を持てるように切迫したメッセージとなることも必要であろうと、このように考えております。

今回の豪雨災害を踏まえまして、市民一人一人が常に想定を超える事態が起きるかもしれないと、想定外はもう想定内として考えないといけないのかなと思っております。そういったことを認識いたしまして行動していただけますように、出前講座なり座学等様々な機会を通じまして市民に周知してまいりたいと思っております。

こうした広島県における検証結果も踏まえまして、必要な対応を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 今答弁にもありましたが、確かに総務部長もおっしゃられたように、なかなか危機感が伝わりにくい、正直今回の水害に対しても、私の心の中にもどこか大丈夫であろうと。一応備えはしていましたが、何とかなるのではないかという甘い考えがあったような気がいたします。

ですから、本市独自でもいいです。本市も緊急防災メール、エリアメール等発信されると思うのですが、そういうもので非常に切迫感、危機感を伝えるような内容をこれから考えていってほしいということもあります。

また、啓発ではありますが、今回も自主防災組織等の活動があったと思います、本市の。皆さんいろんなことをされたと思います。でも、実は今回一番頑張られたのは、形のない自主防災組織であったと思うのです。つまり、近所での支え合い、共助というところであったと思います。私も実際皆さんに助けられながら、また自分でもできることは助けられる範囲で、手前みそになります。みんなで助け合っているような地区の掃除等をしたと思います。こういうことも、改めて共助ということも日ごろから啓発していただきたい

と思います。

また、啓発と言えば災害時の備蓄品についてであります。東日本大震災以降同僚議員もかなり指摘、提言しているのですが、出尽くした感があったと思ったのですが、先月発売された週刊ポスト8月24日号に、防災袋に入れときゃよかった20アイテムという興味深い記事がありました。20全部紹介することはできませんが、例えばビタミン剤はカップ麺やレトルト食品が続いて野菜不足になる口内炎を防げたとか、ガムは喉に湿り気をもたらす水不足を補う。また、ドライフルーツは食物繊維の不足による便秘の解消を助けるなど、なるほどと思われました。

このようなことは、是非啓発していただきたいと思いますが、本市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 啓発ということで、現在議員の方からも備蓄品のお話がありました。お話ございましたように、日ごろ使っている日用品が工夫次第で様々な用途に使えるということもあろうと思っております。備蓄の品物につきましては、必要な物や量はそれぞれ異なると思いますが、個人にあわせた準備を行う必要があるものと考えております。御自分にあった日用品を備蓄しまして災害時に使えるように、市民の皆様がそういった発想力や応用力を持たれるように、こちらの方も順次様々な機会を通じまして御紹介していくことが必要であろうと考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 先般、台風が来た時に、地域の消防団の方が常備薬、食料を持って、常備薬という言葉が出てきただけでも、そういうものも啓発の効果が出てきているのかなど。また、それを皆さんにお知らせすることも大変いいことだと思います。

そして、私が今特に20のうちの例に挙げたものは、健康面に関わる物品について申し上げたのです。例えば、ガムなんかですと、この記事の中での話ですが、高齢者の方が、例えば喉の渇きを潤すために水を飲む。そうしたらどうしても夜トイレが近くなる。当然、避難所です。周りに迷惑をかけて移動しなければならない。その中で、ガムを食べることによって口が湿ってせきがとまったりとかというような話もありました。それから余りせきをしなくなったというようなこと、健康でいられることが一番大事なことだと思います。一番大事なことだと思いますし、また健康でないと今後の復興の活力も出てこない

わけです。

また、本市も避難所を今回保健師さんがかなり回られたと思いますけど、そういう手間というか、そういうことの仕事量も激変できる。ほかの方の仕事にもまた回せると思いますので、是非こういうことは今後とも啓発していただきたいと思いますので、できれば市の発行する防災関係の資料にも是非書き込んでいただきたいなと思いますので、その辺も含めてよろしく願いいたします。

次に、ハード整備の方を質問いたしたいと思います。

治水対策を含めた復旧工事等に関してであります。まずは発災直後から建設部をはじめとして多くの本市職員が復旧、復興へ尽力し、本市の再建に努めていることで、被災前の日常を市民が取り戻しつつあること、また、多くの市民が気にされている賀茂川の浚渫についても御答弁で触れられていました。引き続き迅速な復旧、復興作業に尽くしていただきたいと思います。

その復旧、復興事業に関してであります。先月29日の岡山県の瀬戸内海放送の記事で注視すべきものがありました。岡山県倉敷市真備町、7月豪雨の報道でこの町の名前を聞かないことがないくらい冠水で多大な被害をこうむった町です。同町の小田川が氾濫したことが主な冠水の原因でありましたが、その小田川の中に以前から生えていた草木の伐採を地域住民が要望していたが、かなわないうちに7月豪雨が発生し、草木が水流を妨げ川が氾濫したとして被害者が団体を設立し、国等に損害賠償請求を起こすというものであります。

訴訟の行方は、もちろん今後のことなのでわかりませんが、本市としても決して他人事ではないと考えます。先ほども述べたように、本市も現在復旧、復興事業を進めておりますが、改めて以前から要望がある緊急性かつ恒常的に危惧がある地域を再度見直し、復旧、復興事業とあわせて対策をとる必要があると強く感じますが、本市のお考えをお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは議員の、先ほど岡山県倉敷市真備町ですか、堤防決壊に関する管理者の国に対する御紹介がございました。

このたびの豪雨によりまして、河川の氾濫による浸水被害や土石流による家屋の倒壊、土砂崩れにより道路が寸断され、集落が孤立し物資の輸送もできないなど、本市においても全域的に甚大な被害が発生し、市民生活や経済活動に多大な影響を受けました。

災害発生直後から、市内の建設業者、消防団、あるいは自衛隊など多くの方々の御協力を得ながら、この2カ月間復旧に向けて取り組んできたところでございます。

河川については、二次災害を防止するため、堤防が決壊した箇所等大型土のうなどを積むなど応急対応を行いまして、河川に堆積した土砂、流木の撤去など随時進めているところでございます。

御指摘のございました今後の対策につきましては、今回の災害で被災した地区の対策については、県とも連携しながら被災した現地の状況、被災の原因などを調査いたしまして効率的な、効果的な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 済みません。私の言い方が悪かったのか、伝わらなかった。

復旧、復興事業のところはこれまでどおり災害後から努力されているように尽力いただきたいと思いますが、今日常に要望が出ているようなところ、緊急箇所。そういうところ、緊急とか恒常的に。

例えば、私の地元、今議長席に座られている副議長の地元でもありますが、大王生協の前のところ、ちょっとしたゲリラ豪雨でよく冠水する。また、大乘幼稚園の近くもよく冠水すると。また、東野の長善寺前もちょっとした豪雨で水があふれたりすると。こういうところって多分もう前々から要望がいろいろ出ていると思うのです。

こういうところの抜本的対策をとっていただきたいという質問なのですが、もしこれ予算等いろんな関係もあると思いますし、なかなか抜本的な対策といっても難しいかもしれませんが、下手をすると先ほどの岡山の事例ではないですけど、行政の不作為ということで訴えられる可能性だってないわけではないのです。

だから、こういうところも今回の復旧、復興事業とあわせてもう一度再点検していただき、抜本的な対策に取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度その辺のところの答弁をよろしく願いいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘のございました、大王であつたり大乘地区、あるいは東野地区における浸水対策の抜本的な対策という御質問でございますが、市はこれまでポンプによる強制排水や水路、側溝の維持修繕等の対策を行ってきたところでございます。今後は、県が管理する二級河川等でございますけど、河川改修事業の着手に向けた要望

であったり、浸水対策に対する当面の対策を検討するよう要望してまいりたいというふう
に考えています。

また、本市においても、河川の対策については県と連携して取り組むとともに、排水路
等の施設や様々な点検、維持補修の日常管理を徹底することや、市道の浸水対策など可能
な対策により被害が最小限になるように抜本的な対策というのは努めてまいりたいという
ふうで考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 是非、そのようにお願いいたしたいと思いますが、例えば私の地元
の大王の方の話ですが、水路幅が私が子どものころからほぼほぼ変わってない。そこで、
田んぼや山、宅地開発されていって水を保水しなくなった。そして、またその水が豪雨に
なるとあふれてくる。水路幅が変わってませんから。午前中も同僚議員から本川の質問が
ありましたけど、本川以前に水路です。その水が氾濫しないように抑える水路の方を抜本
的に直していただかなければならないと思います。

また、大乘でも東野でも同じでしょう。あふれるところということは、結局は何か、当
然のことですが原因があってそういう水が恒常的にあふれる。こういうところを抜本的に
直していただきたいと思います。また、ほかの同僚議員からとか、また自治会等を通して
こういうところがまだまだたくさんあるのではないのかと。だから、今回の復旧、復興事
業を通してこういうところをもう一度見直して、早く対策をとっていただき、減災につな
げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に3点目の、被災後の本市経済への影響に関しての話に移ります。

先ほどの答弁にありましたように、農工商それぞれ影響があることが伺えました。被災
後の経済復興であります。豪雨災害ではありませんが、市民の皆様にも記憶に新しい平
成28年の熊本地震の発生後、4カ月後の熊本県内の経済動向について日本銀行熊本支店
がまとめています。

同支店は、日銀熊本金融経済トピックス2016年8月号にて、震災後一、二カ月ぐら
いして復旧、復興事業が顕在化したとあり、これは阪神・淡路大震災や東日本大震災の被
災地域でも同様の消費行動が見られたとあります。しかし、同時に幾つかの景気の下振れ
リスクについても指摘しており、中でも節約志向が台頭し、損害保険のほか義援金や見舞
金等を加えても生活再建に係るトータルの収支は持ち出しとなる家計が圧倒的に多いこ

と。また、観光関連業は県下全域でキャンセルを含む幅広い要因、分野で打撃を受けたとあります。

広島県においても、今月4日の中国新聞、豪雨影響徐々に解消と題した記事で、濱田秀夫日銀広島支店長が被災後2カ月して本県の経済が豪雨前の水準に向けて回復しつつあるとしながらも、個人消費、設備投資などの個別の項目は全て横ばいであること、観光面においても客数は戻りつつも影響の長期化への懸念など、さきの日銀熊本支店のレポートと同様な傾向が述べられています。

本市としても、このような状態、事態が大変懸念されると感じていますが、先ほどの御答弁にあった消費動向など経済情勢を注視するのみでなく、分析や対策が必要であると考えますが、本市としての現在の取組についてお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 今後の経済情勢を注視する中で、災害による影響が出ているというふうに考えられる場合には、その原因ですとか課題の分析というのは行う必要があるというふうに考えてますし、そうした分析結果を踏まえた対応は行ってまいりたいと思っております。

当面は、先ほど市長御答弁申し上げましたように、このたびの豪雨災害により被災された中小企業者、あるいは農業者等が災害により廃業されることになれば地域経済に与える影響は大きいというふうに考えますので、こうした直接被害を受けられた事業者等が、国の補助金ですとか貸付けなどの支援制度を活用して、早期に事業ですとか営農を再開できるように支援してまいります。

また、国は被災地域の旅行需要を迅速に喚起する宿泊料金の割引制度ですとか、あと被災地の観光地としての魅力と正確な被災地情報の発信などの取組を推進するというふうにされています。

竹原市内におきましても、風評により観光客が大きく減少している中で、消費行動の自粛によりまして飲食店ですとか商店等におきましても売り上げが減少している状況でございます。こうした状況が続きますと地域経済に影響を及ぼすということから、SNSですとかメディアなどを通じて本市の観光やイベント等の情報を発信いたしまして、観光客に竹原に来ていただけるように、また消費喚起につながるように取り組みを進めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） それぞれいろんな対策を本市の方でも考えてらっしゃるようですが、先ほど部長から御答弁あった旅行者のことというのは、熊本地震等であった復興割とかJRさんとかに協力いただいて観光者を被災地へ戻していこうという話。これは風評被害等もSNS等で発信して、風評被害等もできる限り軽減していきたいと。時間がかかるかもしれませんが、徐々にこちらの方は回復していくのではないかと思います。

問題は経済の方なのですが、確かに中小企業者の廃業を防ぐこと自体が本市の経済を支えるという意味でも非常に大きな話ではあると思いますが、私がもう一つ指摘しておきたいのは、先ほどの各日銀のレポートではないですけど、市民の家計支出の方なのです。これが落ち込むと、本市の復興の足かせにもなりかねない、税収にも関わってくる話ですから。

特に、経済で言えば今回豪雨被害があったこのあたり、呉から竹原、人口が少ないわけです。例えば、1つの指標としてこの辺は国会議員の選挙では衆議院5区になると思いますが、広島県内で一番有権者が少ない地域ではあります。先ほど、東北と九州熊本と東日本大震災の話の上げましたが、実は東北は東京がより近くて比較的地理的にはいい位置にある。また、九州熊本です。熊本自身が大都市でもあり、また福岡市等福岡県という比較的人口が多い都市がそろった近辺にあるということで、ちょっと状況的に違うようなところもあると。だから、私はそういうことを懸念しているわけです。

幸い本市、被災後に大きな人口流出がなかったことはいいことだと思います。その中で、もし仮に今後本市の経済が落ち込みそうということになった時に、とれる手って実は少ないのではないかと思います。そのうち、一般的な経済政策としてやるとしたら減税か需要喚起策しかないと思うのですが、ただ減税というのは今回被害を受けた方は当然減免とか軽減税ということは当たり前だと思いますが、それ以外の方が受けるというのは税の公正、公平の原則にも反すると思いますし、また国がやる減税政策ならまだしもスケールメリットが非常に少ないと思いますので、単独市でやってもなかなか難しいとは思いますが。

となるとどうするか。プレミアム商品券ぐらい。需要喚起の方へ走るしかないと思います。それでも効果はどれほどかわかりませんが、先ほどの減税だったら、例えば減税した分が即消費に回るかと言ったら実は微妙で、貯蓄に回るかもしれない。ただ、プレミアム商品券、本市の小売業等で使えるというものになってしまえば、本市の需要喚起になると思うのです。

また、貯蓄で一番経済に悪影響を及ぼしてしまうというのが、お金の信用創造。1,000円私が持っていてたんすの中に眠らせても1,000円ですが、それが経済が一旦回り始めて、その1,000円で買い物、買い物、買物が続いていったら、例えば今3回言いましたけど、それが3,000円の価値を市場の中に生み出す。

そういう意味でも、需要喚起、プレミアム商品券等を考えていかなければならないと思うのです。本当にとれる対策、単市では本当にとれる対策は少ないですが、こういうことも本市としてもし経済が落ち込むようであれば実施していかなければならないと思いますが、その辺の認識について本市の御意見を伺いたいと思います。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 消費を喚起する施策ということで御質問がございました。

今御提案のございましたプレミアム商品券につきましては、以前にも国の経済対策等を活用して本市でも何回か実施してきているところでございます。商品券に10%とかのプレミアムをつけて市内で買い物をしていただく、または飲食等をしていただくというようなものでございますが、市内に及ぼす経済効果というのは大きいものがあるというふうに認識はいたしております。

ただ、こういったプレミアム分というのは竹原市単独で行うということになりますと、単市での持ち出しということにもなりますので、そういった面につきましては今後の財政の状況等も加味しながら効果的な方法について検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 是非、その辺もお考えいただきたいと思います。

それで、当然国の補助なく単市でプレミアム商品券をやるとしたら、部長おっしゃられるように単市持ち出しになると。ただそこで、私も経済学者ではないのでわかりませんが、持ち出した分だけがまた最終的に税金で返ってくる、また先ほどお話しした経済の原則である信用創造でお金が回ることになれば、また状況も変わってくると思います。

もちろん、私は今申し上げているのは減税とかそういうプレミアム商品券、需要喚起ぐらいしか経済政策としてとれないのではないかなと思うので、こういうことを申し上げているのですが、もし何か研究や調査された上でほかの経済政策があるのならば、是非おとりいただきたいと思います。

とにかく、今種々対策をされてるみたいですが、何が一番言いたいかと言ったら、本市の経済が落ち込まないようにということに配慮を十分いただきたいと思います。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

次は、財政のお話をお聞きしたいと思います。

本市の財政状況の話ですが、御答弁にもありましたように、激甚災害の指定等により、確かに一般財源への影響を最小限とする予算編成が行われたのではないかと思います。しかし、当然ながら本市の負担がないわけではなく、復旧、復興への本市の持ち出しも相当額であると考えます。

そこでお伺いしますが、さきに専決処分した本市補正予算（第2号）と今定例会にて上程されている同じく補正予算（第4号）での復旧、復興に係る本市単独の負担は、今現在おおむねどれぐらいの額が算定されているかお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

このたびの災害におきまして提案しております、まず専決処分の一般会計補正予算（第2号）、またこのたび定例会で提出しております一般会計補正予算（第4号）を合わせまして33億4,789万7,000円を歳出の予算として追加計上させていただいているところでございます。この歳出に対します歳入につきましては、分担金や国・県支出金を13億8,045万6,000円、起債といたしまして14億9,100万円、都市基盤整備基金繰入金6,968万円、財政調整基金繰入金4億676万1,000円を計上いたしまして収支の均衡を図っているところでございます。

議員からお話がありましたように、一般財源分ということからいきますと、起債や基金の繰り入れの総額は19億6,744万1,000円となるものでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 財政調整基金からの持ち出しが4億円を超えるって、本市にとってはすごい、言葉が適正かどうかわからないですけど、痛い。今後の持続可能な行財政運営にも響く額だと思います。これから、財政に関してかなり注視していくとか目を光らせていかなければならないのではないかなという懸念を持ちます。

そこで、続いてお伺いしたいのですが、先ほども壇上での質問でお聞きしましたが、本市が今百年の計として企図している公共施設ゾーンの再整備の話であります。計画どお

り進めるのであれば今より厳しい財政状況とにらめっこしながら実現し、目指していかなければならないと考えます。

その過程の中で、特に被災後、種々様々な御意見があるのを承知していますが、例えば一例を挙げれば、現庁舎は防災拠点、現庁舎この市役所です、防災拠点としての耐震性が脆弱であること。また、平成32年までに移転しなければ国からの有利な財源である市町村役場機能緊急保全事業債の活用ができなくなることも、また1つの事実であると思えます。

現在の財政状況のもと、公共施設ゾーンの再整備の進展を図るならば、コスト削減と市民サービスの向上を目的とし、PFI、PPP、これはいずれも民間で可能なことは民間にやらせる、また民間資金の活用ということですが、この民間活力を大いに活用し、御答弁にあるような既存事業も含めた事業へ適用していかなければ、持続可能な行財政運営に努めることも困難と考えますが、本市としての御見解をお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 公共施設ゾーンの再整備についての御質問でございます。

公共施設ゾーン内の庁舎をはじめとした公共施設の老朽化ですとか耐震性能の不足、こういったことについては市民の利便性や安全・安心の確保、また災害時の対応などに大きな課題が生じるということとなりますので、早期に実施しなければならないというふうに考えてはおります。

しかしながら、公共施設ゾーンの整備は多額の経費を要することが見込まれますので、経費節減ですとか平準化、こういったことが事業実施に向けて重要というふうに考えております。このため、これまでの公設、公営による事業の進め方だけではなくて、今議員の方からございました、PFIですとかPPPなど、こういったことについては他市町でも事例がございますし、またそういった施設の対応に応じてこうした民間部門の有するノウハウですとか資金の活用などについては今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 今、かなり公共施設ゾーンの方を意識されたPPP、PFI等の発言ではなかったかと思いますが、今本市が進めている事業全般、できるものならもう民間活用をしていくしかないのではないかと。それぐらい財源、もし仮にこの被災がなかったとしても、本市の財政的な今後の公共施設ゾーン再編に関しては物すごいお金がかかるこ

とはもともとわかっていた話ですし、引き締めていかなければいけない。例えば、事業ごとに、廿日市市などがやってるみたいですが、事業シート等を導入して、その決算で結果等、効果等を検証しているみたいですが、そういうことも含めて。

また、PFI、PPPはもうこれから多分日本全国で主流になっていく事業だと思うのです。当然、だったら民間に任せるということになったら市民サービスの低下を招くのかという話も出ると思いますが、これはもう市民サービスの向上が担保されることが第1の条件だと思います。

そこで、1つ事例を挙げたいと思うのですが、東京都の府中市、インフラマネジメント事業のパイロット事業で、平成26年から28年の3年間、けやき並木通り周辺地区道路包括管理事業として、そのけやき並木の市道、街路灯、駅前の清掃、並木の管理等を民間発注したわけです。その後、この3年間の効果を府中市道路等包括管理事業推進方針にまとめています、これは平成29年ですが。その結果、行政がやるよりも7.4%のコスト削減ができた。また苦情、要望が42%減少しているという結果から見ても、民間活力というのは使えるものであると思うのです。しかも、既存事業です。今、公共施設の再整備等ではなくて。

例えば、今よくある話で言ったら複合施設をどこかに管理させて管理料を安くしていくとかそういう話かもしれないですが、例えば複合施設の下にまた商業施設を入れて、またそこで財源を稼ぐとかそういう話ではないかと思うのですが、これは一般道なのです。一般道路をPFIしていくと、こういう事業。

多分前にもお話ししたと思うのですが、東日本大震災の復興道路でもこういう話が出て、普通だったら高速道路とかで、収益があって、それに基づいて委託というような形かもしれませんが、これは別に収益のある事業ではないですよ。ただ、行政が管理するよりも確実にコストが浮いているという結果も出てますし、苦情、要望も減少している。約半分になっている。だから、既存事業に対してもこういうことを考えていただきたいと思うのですが、もう一度そのところの御答弁をお願いしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 今議員御提案のございました、そうした民間の活力のノウハウですとか、そういった資金を活用したPFIとかPPPということで、先ほどは公共施設ゾーンの再整備のことについて御答弁をさせていただいたところでございますが、今御紹介いただきましたそうした事例が全国ではあるということでございます。そうしたよ

うな事例を、我々もしっかり研究いたしまして、今後既存事業でもそうした効果が見込めるというようなものがあれば、それは積極的に検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 是非、本市の持続可能な行財政運営という言葉、先ほど答弁にもありましたけど、そういうことにも直結する話なので是非よろしく願いたいと思います。

また、先ほど紹介した府中市の例ですが、技師、建設関係ということになると思うのですが、今全国的に技師不足ということもあります。こういうところへ民間委託すれば本市の職員の技師をほかの部門に回せるということもあると思いますので、これからまだ2020東京オリンピックがあつたり、いろんなところで大工事もある。まだ、東北の復興震災もあつたりと色々なこともまだ継続して行われている中で、ますますまだ技師不足というのは言われると思いますので、そういうことも考慮に入れて今後のことをお考えいただければと思います。

それでは次に、継承というところの質問をさせていただきます。

先ほども壇上で述べましたが、7月豪雨の被災の経験と知恵を後世に語り継いでいかなければならないという思いは、さきの御答弁より本市も私と同じ強い思いをお持ちだということを感じました。また、被災直後の写真等を未来への道しるべとして記録し、保存する取組も大変重要なことだと感じています。ただ、保存したものを公開していかなければ、私たち市民への教訓にはつながっていかないのではないかと思います。

そこで、今回の被災の記憶を写真や被災者の証言とともに、年に少なくとも1回防災展を開けば、市民への防災意識の向上に大きく寄与できるものであると考えます。また、あわせて本市の未来を担う小中学生にも防災展等で今回の被災を教訓に防災教育を都度行っていくべきであるとも考えますが、本市としてはどのようにお考えかお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 次世代の継承ということでございまして、このたび豪雨災害を受けまして、記憶の新しいうちに当然記録、保存等をしているということから、その取組を現在進めております。市長御答弁申し上げましたが、未来への道しるべとなるように、そういった記録、保存を取組するというところでございます。議員から防災展の開催といたしますか、そういった展示の場ということでございます。

市といたしましては、年1回、今年は中止になりましたが、総合防災訓練という場もご

ございます。防災週間、9月1日の防災の日を中心といたしましてそういったイベント的なもの、そういった展示をする場所を見ていただいて、市民の皆さんに共通した形で、先ほども私お話ししましたが、防災まちづくりへつなげていくような、そういった取組は必要であろうと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校における防災教育の今後というような趣旨であろうと思います。

前提としまして、まず地域、それから家庭、学校、それぞれでこういった防災の取組は必要だということの中で、学校においては今現在大きく3つの柱で教育を進めさせていただいております。

1つ目が、災害に直面した場合に的確な判断による適切な意思決定、また行動ができるよう、自然災害等の現状、また原因及び減災等について理解を深める。

それから2点目が、自らの安全を確保する行動ができるようにするために、地震、台風、これらの発生に伴う危険を理解、それから予測し、日常的な備えができるようにすること。

3つ目が、自分や他者、他人の命を尊重して、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加、協力し貢献できるようにすること。

この3つの柱を基本に、一例ではございますが、理科の学習において土砂災害のメカニズムを実証実験等を交えて学び、それから社会科の学習では消防署の見学をする。そして、防災に携わる人々の働き、職場を知る。それから、総合学習の時間においては、地域の防災マップを作成しながら、児童生徒が自分のこととして考えられるよう取組を進めているところでございます。

教育委員会におきましては、こうした各学校の取組が促進されるために、各学校の防災教育担当者を対象に研修会を実施しておりますが、被災後において実施した研修会においては、各学校のこのたびの災害に係る対応状況について情報共有を図りました。

それから、広島県防災アドバイザーの防災士を講師としてお招きしまして、災害現場、避難所で実際に活動している方から講習を受けるなど、7月豪雨の災害を踏まえた内容で研修会を開催しております。

今後も、今総務部長がお答えしましたようなことで、今回の災害を教訓にした資料、これもまた教材として生かせるよう、今後も教職員の防災教育に対する資質の向上を図りながら、学校における児童生徒等への防災教育、それから安全管理体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 教育委員会さんの方なのですが、各学校で対応状況を皆さんで話し合ったというのはいいと思います。先ほども似たようなことを職員の経験の継続のところで述べましたが、みんなで集まって話をしていくということで、またそれを集積して1つ何かまとめたりとか、いろんな話の場を持てる、特に学校の先生、校長先生とかは集まって教育会議をしているわけですから、そういう場に生かしていただきたいと思います。

また、自分だけでなく他者の命の尊重とか、こういうことも非常に小中学生にとっては大事な話だと思いますので、引き続きそういうことを教育の中で実施して行ってほしいと思います。

また、総務部さんの方なのですが、9月1日から防災週間が1週間でしたか、防災週間があるというのはわかります。当然、日本全体で、関東大震災が9月1日に起こったからというのであるとは思いますが、提案ですが、私先ほども壇上で述べましたが、7月7日の朝に多くの方が今回の被災の現実を知ったというところはあると思います。この7月7日を竹原市、本市の防災の日として取り組んでいったらどうか。そこにあわせて、別に9月の防災週間にやってはいけないとか、そこでやるなとかという話ではなくて、この7月7日に防災展を開いてみて、先ほどの写真とか証言というのを市民の皆さんに公開していったらどうか。また、7月7日、七夕の日です。いろんな意見があるとは思いますが、七夕の日にこういうことを、せっかく子どもにとっては楽しみな日なのには思うかもしれませんが、天に願い祈る日としては最適な日ではないかなという私は思いがありますので、こういうこともまた考えていただきたいと思います。

それで、次に教育委員会さんの方、また引き続きですが、小中学生の教育の視点というところです。現在、本市ではぶらまちアート2018が開かれ、東京芸術大学生による芸術祭が開催中で、芸大生が今年は竹原西小と賀茂川中学校ですか、講師となり授業をされると思います。

これに関連してですが、今月1日のNHKのニュースで、県立広島大学が全国初とも言える様々な視点で防災を研究する防災社会システム・デザインプロジェクト研究センター

を設立したとありました。もし可能であるならば、同じ県内なので官学連携を図り、世代の近い大学生に、さきの東京芸術大の学生と同様に講師として迎え、本市の小中学生に防災教育を行うことができれば、興味をより持ったものになるのではないかと考えます。

そこで、先ほども防災教育に対して様々な取組について御答弁をいただきましたが、今紹介したような例を含めて教育委員会として改めて今後の新たな防災教育に対する姿勢について御所見をお伺いいたしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） では、私の方でこれからの取り組む姿勢について答弁させていただきます。

このたびの豪雨災害を経験いたしまして、そして今山元議員からの御提案、あるいは議論を聞いておりまして、人を育てる命題をいただいている教育という司を担う者といたしまして、子どもたちに育てたい力といいますか育てるべき力として、私が強く感じ取り組んでまいりたいことについて述べさせていただきたいと思いますが、今、御提案いただきました県立広島大学の防災専門研究センターというものも立ち上がっておりますことから、こういった知見をいただきながら教育を後世に引き継ぐということ、先ほどから議論もありますけれども、これを様々な学習活動を組み合わせて防災意識の向上に永続的に取り組んでいくことが極めて大事であるということを考えております。

それとあわせまして、今子どもたちに育てたい、育てるべき力として私がこのたび強く感じましたのは、自立と責任ということであります。私たちは、人生で見舞われる様々な困難、あるいは社会で直面する様々な問題に対しまして、決して受け身でいるのではなくて、それらを引き継ぐ、引き受ける強さといいますかそういうものが必要であるということを強く感じたところでございます。

一般的に市民、市民というのはシチズンとしての市民ですけれども、市民としての強さのことを今の社会では自立と言いますけれども、公正とか公共とかということを考える時に誤解してならないのは、自立とは誰にも依存しない状態のことを言う独立のことではないんだということであります。ふだんは社会の仕組みを使って余り人に頼らず生きていっても、いざ被災とか事故とかこういったことに直面しますと、人の支えなしで生きていくことができなくなった時に、先ほど議員の方でも御紹介されてましたけれども、他人と支え合いのネットワークをいつでも使える用意ができているということが自立、支え合い、頼り合い、相互依存の本当の意味である、こういうふうを考えるわけであります。

東日本大震災の時に、人々がきずなという言葉で表現しようとしたのもそういうことだと思っております。

このことは、自分自身もまた時と事情に応じて支える側に回る用意がないといけないということでもあります。この本来の自立ができる力が極めて重要であると考えます。

そしてもう一つは、責任ということでもあります。

責任とは、ややもするとよそから問われるもの、課せられるもの、あるいは押しつけられるものという受け身のイメージがつきまといますが、本来の意味は反応するとか対応するとか、することができる、用意がある、すなわち対応する用意があるということですから、他人が困っていたり何かを訴えてきたり遠慮がちに助けを求めてきたりした時に、それに応える用意があるということでもあります。

こういった自立と責任のある行動を選択することができる資質、能力、コンピテンシー、この育成が必要であって、このことは学校教育の中においてはもちろんのこと、生涯学習のステージにおいても身につけるべき、同じ目的のために協力して働くという意味の協働できるという資質、能力だと思っております。そしてこのことは、先ほども議論の中にありましたけれども、自助、共助という行動を支える資質、能力であると考えられるわけでもあります。このような資質、能力は一朝一夕の取組で身につくものではなく、長期的な見通しの中で様々な教育活動を組み合わせたり、地域と学校とが共同して取り組んだりする中で育成するものだと考えているところでございます。

したがいまして、議員が御質問の中で御指摘されましたように、広島県立大学等、研究機関等の専門家の知見も生かしながら、様々な学習機会を通して防災意識の向上に永続的に取り組むとともに、先ほど申しました自立、責任も含めて、これからの社会を生き抜くために必要な資質、能力を地域とともにある学校の理念を実現させながら、また子どもたちは竹原市の将来を担うかけがえのない人材でございますので、そういうことも見通しながら育成してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 3番山元経穂議員。

3番（山元経穂君） 様々な防災教育論から子どもを育てていくという教育の司を預かっているという、その将来の小中学生が人生において歩む自立と責任という大変すばらしい答弁であったのではないかと思います。

一旦こういう話になると、きれいな言葉に聞こえるかもしれないですが、根本ってきれ

いだと思う。シンプルイズベストで、一番簡単なものが人間のその基本ではないのかなと私も思います。

防災でも、自立して何かあったら、例えば常に災害が起こった時に学校にいるわけではない。通学路等、また1人で家で留守番しているかもしれない。こういう時に自分で自分の命を守るということはすごい大変だと思いますし、責任というところで今私もあつと思ったのですが、違う感じで何かに対応する用意があることも責任の一つって、これも確かに非常に大事だと思います。もし自分が大丈夫であれば次はほかの人のことを思って助けたいかなければならない。こういう方針で教育もしていただきたい。

また、教育長がおっしゃられた様々な学習機会、これも大変必要なのです。先ほども述べた東京芸大の、ふだんの教育も非常に大事ですが、ちょっと違ったところで、また別の視点を入れるという。見方が違えば、また物事の捉え方も絶対に違ってくると思います。また、先ほども述べたように、年代が近い大学生の方とかそういうことで授業が実施できるならば、またより子ども、小中学生も興味を持てると思いますので、是非こういうこともやっていっていただければと思います。

それと、教育長の話でシチズンという言葉、これもすごい大事だと思うのです。シチズンが結局何をつくるかと言ったらコミュニティーをつくる、共同体をつくっていくという、意識の高い未来を支える小中学生がいればいるほど将来竹原市にとっても、すごい本市にとっても有用な話ではあると思うのです。最終的に、では共同体をつくるということは何なのかと言ったら、教育長もおっしゃられたようにみんなで助け合っていかなければ人間は生きていけないということですよ。独立っていい意味もありますが、先ほど教育長が述べられた、独立とは違う、他人を相手にしなくても。特に、今回の被災、教育長も言われましたが、東北大震災の時にきずなという言葉が生まれたのもそういうことであると思います。

ですから、そういう今後とも人は1人で生きているわけではない、他者との協力のもとで生きているとそういう意味で言えば必ず人権意識も芽生えてきますし、またそれぞれが大人になっての基礎となる、人間として一番大事な考え方だと思いますので、防災教育を通じて、またその他の教育を通じて、是非今後ともそういう形で本市の未来を担う小中学生に教育を施していただければと思います。

それで、最後の質問になりますが、今回は7月豪雨に関連して防災について質問してまいりました。これからも水害や、最近話題の南海トラフをはじめとする地震等の災害に対

して常に備え、かつ万全の体制を市民の皆様の御協力を仰ぎながら構築していくことが行政の責務であると考えます。そして、今後の防災対策、また7月豪雨からの復旧、復興を通じ、本市を以前より安心・安全の町、活力のある町にしていかなければならないと思いますが、最後に復興に対する市長の思い、意気込みをお伺いして質問を終えさせていただきたいと思います。

副議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 7月の豪雨災害から二月を過ぎた現在、体制は復旧対策本部に移行したものの、まだまだ被災された現地、現場、また公共インフラを含めて相当なまだ復興への時間が要するものというふうに認識しております。

時間をかけじっくり進めるもの、また急ぎ対応しないといけないもの、様々あるかと思えます。今回、山元議員の一般質問のテーマであります防災熟考というふうにあります。被災、発災当初から対策本部の中では、対応しながらも一つずつ考えながら、反省しながら、その次にまた進むということをテーマに会議を進めて、また対応を進めてきたわけでございます。今、まさにいろいろな御指摘をいただきましたこのことについては、語り継ぐものもあれば残すものもあるし、築いていくものもあろうかと思えますので、しっかりと対応していくべくこれからも復旧、復興に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

副議長（高重洋介君） 以上をもって3番山元経穂議員の一般質問を終結いたします。

午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、堀越賢二議員の登壇を許します。

堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） ただいま議長より登壇の許可をいただきました快政会の堀越賢二です。発言通告書に基づき、壇上にて一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点。

その1点目に、水と緑に恵まれた潤いある環境を守り継承していくために、平成19年12月に環境の保全についての基本理念を定めた竹原市環境基本条例が制定されました。

この条例は、市、事業者、市民及び滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることによって、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

その基本条例9条に基づき、平成22年3月に竹原市環境基本計画を策定いたしました。この計画は、市の環境面を総合的に推進していくための計画で、環境に配慮したまちづくりの基本的な考え方を定め、市民や事業者、さらに竹原市に滞在する人が行政と協同して環境保全に取り組むための指針となります。この計画の期間は10年間で、原則5年ごとの計画の見直しを行うとのことです。

そこで1点目の質問としまして、1. 当初の計画からどのような見直しがあったのか。2. 第1章第1条にある現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするとありますが、これに対してどのように考えているか。3. この条例は竹原市の条例であります。生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある事業が市外のものである場合に、竹原市がこの条例の持つ意味を考えた上でとる対応についてお聞きします。

質問の2点目といたしまして、平成26年度から施行事業として行われている知の循環型自治強化事業において、現在どのように事業が推進されて、どのように構築されてきているのか。

社会教育法のもとに竹原市立公民館設置及び管理条例により、昭和34年から13カ所で公民館が設置をされました。生涯学習の場として、定期講座や討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等、さらには図書、記録、模型、資料などの備えや利用促進、体育やレクリエーションなど多岐にわたり、それらは各種団体、機関と連携しながら、施設を住民の集会、その他の公共的利用に提供されてきました。

その成果といたしまして、趣味の時間が増えた、知識や情報が増えた、交流の機会が増え友達ができた、資格取得につながった、人生が豊かになった、地域の魅力づくりに参加できた、健康づくりができた、学びの継続により達成感が味わえたなどがあり、生涯学習の基盤の確立と人材、ノウハウ、ネットワークが構築されてきました。

しかしながら、少子高齢化による活動の継続性に問題が生じる中、行政主導から住民主役、公平一律のサービスからきめ細やかなサービス、国中心の全国一律のまちづくりから地域の特性を生かした魅力あるまちづくりにと変わってきました。

竹原市では、国の動向を見ながら、竹原市におけるこれからの生涯学習の推進方策につ

いてが社会教育委員会に諮問されました。答申の基本目標の中に、知の循環型社会の構築とあり、社会要請を踏まえた総合的な知の育成と成果の活用が必要であり、学びを通じた人づくり、地域づくりが欠かせないものとあります。

また一方で、平成14年度に行政区制から自治会制へ移行し、平成17年度から協働のまちづくりが推進され、平成19年4月には田万里町協働のまちづくり協議会が発足され、平成28年4月中通小学校区協働のまちづくりネットワーク設立により、市内17地区で17の組織が活動をしています。

その活動により、各地域の事例が市内に波及し意識が変わってきた、各地区で課題解決や魅力づくりが進んだ、交流が広がった、自治意識が高まったなど活動の成果が生まれましました。

そうした地域に密着した活動をしていく中において、住民自治組織の役割を明確に、参加者の拡大、人材育成、学べる場、話す場が欲しいなどの課題も見えてきました。これら成果と課題を踏まえた上で、生涯学習が地域活動と連動する仕組みとして、知の循環型社会を構築していくためのものとして、仮称ではありますが、まちづくり交流センターの設立に向けての動きがあるものと認識をしております。

そこで2点目の質問としまして、1. この（仮称）まちづくり交流センター設立に向けての現在の進捗状況について。2. 各地域からどのような質問があり、どのように返答しているのか。3. 運営方法について。4. 教育委員会とも大きく関係してくるもので、行政の横の連携なくしては中身の薄いものになるのではないかと危惧をしております。生涯学習と地域活動を連携させていくための窓口はどこになるのか。5. 住民が学びや自治活動で交流し、人が生き生きできる住みよいまちにするためのセンター化であれば、今後の地域づくりにおいて非常に大きな役割を担うのではないかとと思いますが、行政としての関わりの中で、何が一番大切だと考えているか。

以上の点についてお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、答弁によっては自席にて再質問をさせていただきます。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 堀越議員の質問にお答えをいたします。

1点目の、竹原市環境基本条例についての御質問でございます。

竹原市環境基本計画は、この条例に基づき環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的

に推進するため、平成22年3月に策定いたしました。

この計画においては、本市の環境をめぐる現状と課題を踏まえ、望ましい環境像と基本目標を設定し、地球温暖化防止と環境美化を重点的取組事項として環境施策を進めてまいりました。

この計画については、進行管理の指標である水質及び大気の計測値が一定の時点において基準値以下であったことなどから、これまで計画の見直しは行っておりません。

最終年度である平成31年度の目標達成に向けて、自然環境の保全と活用に努め、環境に配慮したまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、竹原市環境基本条例の目的についてであります。

この条例の第1条に定めておりますことは、この条例の根幹でもあり、これを踏まえて本市は行政として積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならないものと考えております。そのため、環境の保全に対する総合的な施策を実施していかなければならないものと認識をしております。

次に、市域外の活動による環境への影響に係る市の対応についてであります。

地方自治法第14条について、地方公共団体の自治立法である条例は、当該地方公共団体の自治権の及ぶ地域、すなわち当該地方自治体の区域内においてその効力を有し、その効力の及ぶ地域の範囲は当該地方公共団体の区域内に限られるのが原則であると解されております。このため、市域外の施設については、本市の条例に基づく規制等は困難であると考えております。

しかしながら、市域外の施設の活動が、本市区域内において環境上明らかに悪影響を及ぼす事実があると認められる場合は、条例の趣旨を踏まえ、県及び関係市町と連携して必要な対応を行うことは可能であると考えております。

次に2点目の、知の循環型社会の構築についての御質問でございます。

この知の循環型自治強化事業については、人づくりと地域づくりが循環する仕組みの構築に向け、昨年度まで実施いたしました。

具体的には、公民館と地域住民が連携した自然環境学習、食をテーマとした世代間交流などの活動を行う団体に対し財政支援を行いました。こうした支援によって、生涯学習や社会教育の拠点となっている公民館活動と地域活動との連携が図られたものと考えております。

次に、仮称ではございますが、まちづくり交流センター設立に向けての進捗状況につい

てであります。

これまで、公民館の現状と課題、さらにはこのまちづくり交流センターに係る基本的な考え方について、公民館関係者及び住民自治組織等関係者に説明をしております。

これらの説明に対しては、センターへの移行後に現在の公民館教室や講座はどのようになるのか、また実施体制のあり方などについて相次いで質疑がありました。

これらについては、現在公民館で実施している取組は基本的には継続すること、また実施体制等については現状等を踏まえて引き続き検討していくこととしております。

こうした経緯等も踏まえて、センターの実施体制も含め、運営方法については関係者の理解を得られるよう具体的な検討を進め、できるだけ早期に公民館が地域の新しい活動拠点であるセンターとして移行できるよう引き続き取り組んでまいります。

防災、防犯、環境、高齢者支援などのまちづくり事業については、このセンターにおいて地域のニーズに応じて実施する方向で検討しております。

また、これまで公民館で取り組んできた生涯学習事業についても、このセンターで人づくり事業として実施していくことを検討しております。

これらの事業実施においては、事務担当部局が移管することもあり、これまで以上に関係部局が連携を図っていくことなどが必要と考えております。

今後は、これら2つの大きな取組を結びつけて、地域のニーズに応じて課題解決を図るためにも、担当窓口をまちづくり推進課とすることを考えておりますが、連携面などの課題も考慮しながら、公民館が地域の新しい活動拠点であるセンターとして移行できるよう引き続き取り組んでまいります。

センターにおいては、今まで公民館で行われている人づくり事業や、住民自治組織で行われているまちづくり事業を相互に連携させて事業推進していく方針でもあります。

これらの事業を効果的に進め、地域の課題解決に着実につなげていくためには、ニーズや地域環境を少しでも多く酌み取ることが重要であります。

そのためには、住民、地域の団体、行政等が互いに連携し、お互いの得意分野を生かしながら地域に根づいた活動に参加していくことが大切であります。

こうしたことも踏まえながら、今後のセンター化に向けた取組を引き続き推進してまいります。

以上、答弁いたします。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） それでは、再質問をさせていただきます。

見直しがあったかといった部分においては、計測値が基準値以下であるので、水質及び大気の状態はよいということで見直す必要がないということは非常に喜ばしいことであります。

しかしながら、このたびの豪雨災害において、様々なところで崖崩れ、斜面の崩壊により土砂災害が発生いたしました。そして、そのある地域においては、その土砂災害によって流出をした土砂の中に、木であったり岩であったり、そういったようなもの以外に通常自然界にはないような産業廃棄物が混在をしている状態といったような場所も確認しております。

今回、こういったような災害が起きていなければ表面化をすることがなかったかもしれませんが、このようなケースが実際にありますので、市内全域において早い時期に慎重な調査や確認や検査等々、被害箇所的大小関わらず、こういったようなことは既に実施もされているかとは思いますが、より慎重な確認、検査等が必要と考えますが、この点について質問いたします。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の災害に伴いまして、産業廃棄物が流れ出しているという状況でございますか。そういった実態というものが、済みません、私の方にはまだ情報として届いておりませんが、そういったことがありましたら、当然それは廃棄物が本来処分される位置にない状態にあるということになりますので、現場を教えてくださいまして確認にまいりまして、それに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） これは、施設のところからの流出といったようなものではなくて、その土砂の中に生活ごみといったような、近い部分もあるかもしれませんが、そういったようなごみがまじったものが土砂と一緒に流れ出たものを確認したということで、この件については写真を撮って報告もしておりますが、なかなか上がってきていないのか、それが実際に問題ないごみであったのか、そこら辺の確認といったようなところは、今後もまた提示をしてまいりますので、確認もあわせてしていただければと思います。

そういったようなこともあります。竹原市の環境基本計画、こちらは問題はないといったようなことではありましたけれども、こういったような通常でない災害等が発生した

場合においては、大幅に今後は検討、修正なり、中身の検討といったようなものが必須であると考えますが、今後の基本計画においてはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回、基本計画の策定の見直しにつきましては、市長答弁にありましたように、基準となります環境上の数値等が一定の時点におきまして基準値を下回っていた、一応安定した状況でありましたので、5年後の見直しというのは見送りまして、そのまま計画どおり事業推進、施策の推進を行っているところでございます。

そうした中で、今後におきまして基本となる、指標となる数値等に異常等があったり、また環境の状況が大きく変わるようでありましたら即座に見直しをかけまして、それなりに対応する施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 少し減災・防災というところで、通告と少し違った部分になりますので、そこら辺の部分は御指摘というところにさせていただいておきますが、この基本計画は基本計画で、そのものをきちんとということはよくわかります。その当時は見直す必要がなかったということもよくよく理解をしております。

ただ、今後においては、今回のような自然災害といったようなものだけではなくて、災害や事故、こういったようなものの形態が多種多様化をしておりますので、今後住みよい町竹原の実現に向けても様々な多角的に検討をしていく必要がある。想定内であるとかないとかそういったことではなくて、今後新しいものを1から作り直していくぐらいのもので対応していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、竹原市環境基本条例に対する認識はどうかといった部分において、積極的に環境の保全に取り組み、総合的な施策を実施していくといったようなことでありますが、市域外の施設については条例に基づく規制等は困難であるけれども、県及び関係市町と連携をして、必要な対応は可能であるというような答弁をいただきました。

こちらについては、午前中に同僚議員の方からも詳しく内容に踏み込んだ質問もあり、またしっかりとした答弁もあったかと思いますが、その中においても今後汚染が懸念されるような状況があれば、これは竹原市の環境基本条例に基づいて、またその条例の趣旨をしっかりと踏まえた上でのことで、待ちといったような態勢というものではなくて、攻め

の態勢、これは攻めるといったようなものは竹原市の環境をよりよく守っていくといったような意味で、積極的に行動して、有事の際において指をくわえて見ているというような状況では絶対あってはならないと思いますので、踏み込んでいけるところは様々な手法であったり方法、それらを駆使して対応して、様々な状況から考えると竹原市に関係のないことではありませんので、こういったようなおそれのあるものについては、竹原市もしっかりとイニシアチブをとっていくべきと考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 当然、竹原市の環境保全条例でございます。午前中の答弁の中にもございましたように、竹原市内でそういった事実が起こる、まず客観的に見ても確実に影響が考えられる、そういう状況でありましたら、当然市といたしましては市内の環境を守っていくという立場ではございますので、できることとできないことがあるかと思っておりますが、そういった中で最善を尽くして市民の皆様の環境の保全、竹原市の環境の保全、こういったものには万全を尽くして対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 環境であるとかそういったものに関しては、市民の皆さんも非常に関心が高いところであります。

ただ、やみくもに手探りの状態の中であれこれといったような考えも私は毛頭持っておりませんので、ただそういったような準備といったようなものは市としてしっかりしておくべきだろうというふうには考えております。

この1点目の質問につきましては、先ほども申しましたが、同僚議員の方から午前中しっかりとありましたので、また昨日からの大雨によって豪雨災害の時に発生をした被災箇所等においても二次災害のおそれがあるような状況にもなっておりますので、この重複する部分については質問の方は割愛をさせていただきます。

ただ、申しましたように、市民の皆さんの不安を取り除く、そういったものに関してもしっかりと竹原市は行動すべきであろうと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

2番目の質問におきまして、進捗状況についてどうですか、関係者に説明をしてきましたよとありますが、設立が遅かった地域も含めて、この説明といったような部分がしか

り十分だったかどうかという点ではどのように考えていますでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議員から御指摘をいただきましたように、設立のタイミングが約10年、遅いところと早いところに差がございます。また、地域によりましては、こういった公民館活動と地域活動がもう既に連動されている地域もございます。全く地域と公民館活動とが別のこととして扱われている地域もございます。

そうした中で、地域に出向きまして、現在市が考えておりますセンター化、この意義について教育委員会とも連携をしながら御説明には上がるのですが、そういった地域差がある中で、なかなか御理解が得られない部分もあつたり、説明する側のまだまだ説明不足があるかもわかりませんが、こういった現状であるのは議員の御指摘のとおり部分がございます。

そうした中で、本市といたしましては、これまでまちづくりの一つとしてこのセンター化というものを掲げまして推し進めてきておりますので、引き続きしっかり地域に出向きまして、御説明をしながらこの事業を早期に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） なかなか住民の皆さんもわかってはいるのですが、期間が少しあいたりですとか、その時の状況によって進むであろうといったところが進んでなかったりすると、行ったり来たりというか説明をしたものがまた振り出しに戻ったりといったようなところもあろうかと思いますが、来年の春からはセンター化を目標といったようなことでもありますので、しっかりとした説明というか今までの経緯も踏まえて、その各地域の実情に合った画一的でない説明といったようなものも、今後さらに、担当課としては非常に忙しい部分もあろうかとは思いますが、よろしく願いしたいと思います。

その実施体制等について、引き続き検討をしていくといったようなところではありますけれども、31年4月センター化として動き出していくためには、様々なものを12月の定例会に議案として上げていかなければならないといったような作業を、この豪雨災害の対応をする中において、また住民の皆さんに説明をしながら事務的なことは粛々と進めていく。大変な作業量だと思いますが、実際のところ今現在検討をしていくということで、スケジュール的に間に合うのかどうか、そこら辺についていま一度お願いします。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今の事務のスケジュール的に言いますと、確かに大変厳しい状況は否めません。しかしながら、こういった一応目標を掲げて事務を現在進めておりますので、それをなし遂げるという思いを持って事務を今後進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 様々な検討をしていく中で、公民館の、現在の部分で言えば定年の年齢といったようなこともあろうかと思いますが、なかなか今公民館の館長さんも、なり手はいるのですけど定年がひっかかる、そういったようなこともあります。

まだまだ皆さん元気な方がおられますので、せつかく変わっていく中において様々な経験値の高い、人生の大先輩であるような方、これを少し年齢といったようなハードルを修正していく、高さの修正をしていくといったようなことも必要であるのではなかろうかと思いますが、この定年の年齢等、すぐすぐ返答ということにはいかないと思うのですが、修正をするべきものとして考えてみてはどうかと思うのはいかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在、非常勤、特別職の皆さんの定年の年齢の御質問だと思えます。

当初、この70歳というのが決められたのが、もう既に十数年前だったと思うのですが、今の高齢者というか高年齢社会の中にあっては、そのあたりの見直しも、全体の見直しも考えていく必要があるとは考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） それを検討していく中で、今後春のセンター化に向けての中で、この年齢が今現在何か障害になったり、移行していく際の影響が出ているといったようなところは現在考えられますか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） センター化された時の体制の移行というところでは、市の方で考えていますのは、今の館長さんとか主事さんにそのままセンターの管理者になっていただくのが一番形がいいのではないかとということを前提に考えておりますが、現在のところそれで年齢のところ、今の館長さんがそのままなれるのかという議論は特にはなかったと思えます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 毎年、平等に一つずつ年をとっていくということですので、是非この定年の年齢についても検討していただければと思います。泣く泣く、今までも定年によって館長さんをやめられた方もおられますし、皆さん70歳といえども健康であります、元気でありますので、その点も含めて今後御検討いただければと思います。

続いて、窓口についてであります。

窓口はまちづくり推進課、こちらの方、実際に週末であったり祝日であったり地域での行事等々にも積極的に参加をしていただいている状況があらうかと思いますが、このところだと一部の課に負担がかかり過ぎるのではないかといったような懸念もあります。この件についてはいかがお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 確かに、現在のところ市内17自治組織の様々な活動に常にまちづくり推進課の職員が寄り添いまして様々な活動のお手伝いがありますとか、一緒にその活動をなしていく状況がございます。職員は職員でそうやって頑張ってもらっておりますし、確かに御心配いただいているような部分が出てくるかとは思いますが、この取組につきましては、特にセンター化等につきましては、教育委員会ともあわせてそういったいろんな話し合いの場に出る。また、防災の取組でしたら総務課の職員と一緒にそこに寄り添って活動を支援していただいております。全体としては、そうやってできるだけ市民の皆様の近いところで一緒に活動をしながらやっているということがございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） そういった中で、先ほどからもあるように、横の連携をしっかりとっていくべきであろうかと思えます。関係部局がしっかりと連携を図って、横の連携、そういったようなものをしっかりとやっていく必要があると思えますし、そういう認識も皆さん持たれているということですが、では横断的に連携をしていくための具体的な方法はこういったようなものだと考え、またこれからこういった取組をされていくものなのかお聞きしたいと思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） このまちづくりの取組というものは、議員の御指摘にもありましたように、市民の皆様の自主的な活動ではありますが、その中で地域ごとの課題解

決に向けての取組に対しまして、もちろん市民の皆様が主役で、市民の皆様にやっていただけることは市民の皆様、そうした中で、行政が寄り添う中で、行政ができることに関しましては行政がその力を合わせまして取組と一緒にあって対応させていただくという趣旨でございます。

そうした中で、先ほど言いましたように、地域課題いろいろある中で防災であるとか美化、環境関係、それぞれのセクションの職員がそうした活動に関わりながら進めていくという、そういった基本体制と申しますか、そういうことで事業というか施策を進めております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 多岐にわたる様々な事業を展開、推進していく中で、それぞれが把握をしてなければいけないことがあろうかと思えます。実際に、そこらもしっかりとやっているとは思いますが、1つの事業に対してフローチャートと申しますか役割分担表、進捗状況表、そういったようなものを何か共有をして事業の推進を図っていくといったようなことは現在もあるのでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 各まちづくり共同体で行われている事業には、当然事業計画というものを立てまして、その事業を推進しているわけですが、そうした中でまちづくり推進課の職員もそういったところにも一緒に加わりまして、そのコントロールと申しますか市の担当する課のそこに関わっていくというものは、ある程度まちづくり推進課の職員を通してコントロールをさせていただいている実情がございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） まちづくり推進課に余り集中することのないように、分散もしながら事業を推進していただきたいと思えます。

実際にその担当課、係であれば、職員同士での情報の共有、そういったようなものはしっかりとできていることかとは思いますが、先ほどもありましたように、住民の方が主体として進めていく、自主的にしていく事業といったようなものでありますから、いろんな地域において地域独特な問題であったり課題であったり、またその土地特有のいい面、非常に市内のみんなに知っていただきたい、喜びの声の中で上げていた中にもあります。い

ろんな地域のいい事例が、市内の皆さんにも知っていただく、そういったようないいきっかけになってますよ、そういうことはいいことですねというような声もありますので、そういったような情報であれば、季節感のあるものであればタイムリーに、余り間延びをすることなく情報の共有、そういったようなものが必要であると思います。

こういったようなものをどうしても紙ベースで共有をしていくということには限界があったりするというふうにも思いますし、情報量にも限界があろうかと思しますので、これはこのセンター化だけではありませんが、そういったような情報の共有も含めて、以前市内のパソコンの環境のようなことで質問させていただいた時には、デスクトップのみでノート型の端末はないということであれば、現在タブレットのようなものもなかなか導入といったようなことはされてないということは認識しておりますが、今後先ほど言ったようなものを正しく多くの情報をそれぞれの課を超えた共有をするには、やはりデジタル端末などの導入も含めたような検討も必要ではないかと思いますが、この件についてはいかがお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まちづくりの各協働組織の活動等につきましては、年に1回関係者が集まりまして発表会などは行っているのがまず1つございます。今議員御指摘のホームページ等にも各まちづくり組織の活動等、割とリアルタイムで一応はホームページを作成いたしまして載せているところでございます。

今後におきましては、各課がそういうことで関わってくるということでありましたら、またそれはそれで1つの形として、データの一元化ではございませんが、そういったことで相互の情報共有には努めてまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 済みません。私の非常に抽象的な質問の中で、しっかりと答弁をいただきましてありがとうございます。

そして、質問の中で、行政がすべき一番大切なことは何ですかといったようなところで、住民、地域団体、行政等が互いに連携し、お互いの得意分野を生かしながら地域に根づいた活動に参加をしていくことだというふうに答弁をいただきました。この行政の得意分野というものはこういったようなものだとお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 行政の得意分野という部分でございますが、それは例えば

広く情報発信をしていくことでありますとか、地域活動を行う上で、いろんな団体と関わり合いを持ちながらいろんな活動をされております。そうした中で、全体の調整といえますかそういったこともある意味行政の得意分野ではないかと考えております。

そうした地域活動の中で、行政と一緒に活動をしていること、そのことがもう既に行政の得意分野を探しながら動きますので、地域によってはとか課題によってはいろいろなことが、先ほど議員が言われましたように、いろんな状況、環境が変わったり、そういう中で行政の得意分野ということが発揮されてくるものだと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） いろんな調整役もそうでしょう。いろんな難しい声が上がってくることに真摯に対応してその問題、課題解決をしていく。そういったようなことが行政としての役割、大きな役割の中の一つであるとは考えます。

部長の方からもありました、やはり住民の皆さんに既に寄り添いながら事業を推進しているといったようなことが大事なことであろうというふうに答弁いただきました。これはもう、間違いなく私もそのとおりだと思いますし、様々な地域間、いろいろ地域によって特色があることをしっかりと理解をした上で事業を進めていく。

17ある、先ほどの協働のまちづくりネットワーク、13ある公民館、そういったようなそれぞれの状況を様々な事業を寄り添いながらすることによって地域の声が聞こえてくるのだと思いますし、まさに今それは行政として取り組んでしっかりとやっていただいている部分だと思っておりますので、さらにその部分においては、この部分だけではなくて様々なところにおいて寄り添った行政運営をしていく、それなくして竹原市の住民とともに協働で進めていく事業といったようなものは成り立っていかないと思いますので、よろしく願いいたします。

少し最初の基本条例の部分に戻りまして、私の先ほど産業廃棄物といったような発言もありましたが、これはそのものが産業廃棄物なのか家庭ごみの類いのものなのかといったような部分については、いま一度確認をして、再度になります確認をした上で、確証を持ってまた御相談伺いますので、よろしく願いいたします。

そして、先ほどから何が一番大切なことでありましょうかといったようなところでは、市民に寄り添う、行政の方が寄り添うことはもちろんなんですけど、その立場に立ってしっかりやっているよというものが住民の皆さんにしっかりと理解をしていただかなければ

ば、ひとりよがりと言ったら言い方は悪いですけど、本当に時間をかけてやっていることが住民のためになっているのかといったようなところは、いま一度しっかりと考察をしていただき、事業をより確実にスタートさせるためにも取り組んでいただきたいと思います。

そして、先ほどから住民の皆さんに寄り添うというところにおいては、今榮市長の方が力を入れていますシティプロモーション、こちらはいいところをしっかりとPRしていこう、知っていただく、そういったようなものだと思います。そういったものにしっかりと、シティプロモーション事業を推進していくためには、その不可欠なこととしてはメディア戦略、こちらを最大限に生かした動きをしていただきたい。そういったような気持ちも持ちながら、それぞれの担当課の担当職員の方、しっかりと頑張ってくださいというふうに思っております。

職員の一人一人の頑張りがあの中で、竹原市が1つとなって動いていくものだと思いますし、また竹原市の顔としてどのような場面においても最大限に効果的な、先ほどもありました情報発信ができるものとしての責任者として竹原市長といったような立場があるかと思えます。そういったような市長がしっかりと住民の皆さんに理解をしていただく、しっかりとした活動をPRするものとしてメディア戦略、そういったようなものはしっかりと発揮をしていただいて、市長が声として市民の皆さんにお伝えをしていくといったようなものが、ホームページなりいろんなSNSを通じたり様々な媒体を利用して、市長の生の声として市民の皆さんに伝えていただけるような確立したシステムが一日も早く構築をするべきだと思っております。

今回の災害においても、様々なところから情報提供をいただき、それをなかなか集約してまとめていくという作業が非常に大変な作業だったと思います。また、市民の皆さんの中には情報収集に強い方、またなかなか情報収集しにくい方、様々います。紙の媒体でなければなかなか手元に届かない。いや、もう手元にある端末で十分できるよ。いろいろあるかと思いますが、その全てを使って市長は市民の皆様に状況、しっかりとしたものを伝えていくものが、そういったような責任があるかと思えます。

今後、よいところをPRしていくためにも、市長がトップリーダー、トップセールスマンとして活動していくための、しっかりとメディアに出て行ってPRをしていただくといったようなことについて、市長、最後にその思いを教えてくださいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今回の質問のテーマである住民協働というのは、随分前から行政も取り組んできた中身でございまして、その中でここ数年来の知の循環型自治強化事業に取り組んできたわけでございます。もちろん、地域の課題を解決するため、またはその住民の思いを地域の中でまとめていく、その取組というものも大きな目的でもありますし、今回行政で検討しております地域のセンター化の取組は、その声を地域の声としてまとめていく拠点という観点で、現在の時代において効果的な取組であるというふうな認識のもとに進めているというところであります。

いずれにしても、地域の誇れる、竹原市の誇れる、それぞれの地域が輝くということが最終的な目的ではあるというふうに思います。地域が輝くことをもって、それを市内外に発信をしていくということは本当に非常に大事なことで原点ではないかと思っておりますし、そのことをいろんな意味で、私を筆頭に行政の職員または議員の皆様の協力をいただきながら取り組むということが、竹原の町を元気にしていく一つの手法としてのシティプロモーションにつながっていくのだというふうに思っております。

いろいろな課題はあろうかと思いますが、求めるべきもの、いわゆる取り組んできた成果、議員の方からも発表していただいておりますけれども、それらの効果をさらに伸ばすべく、地域としてのまとめ、または地域の熟度、または行政としての関わり、行政職員の総合調整役としての役割の発揮、全てを前に向かって進める上での、議員御提言の情報発信というものを、私筆頭にこれからも取り組んでまいりたいというふうに思いますので、それぞれ御支援、御協力をお願いしたいと思います。

議長（道法知江君） 以上をもって5番堀越賢二議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、9月11日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分 散会